

第34回 太平洋広域漁業調整委員会 議 事 次 第

日 時：令和3年3月16日（火） 14：00～

場 所：農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

（1）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

（2）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

（3）その他

① 沿岸くろまぐろ漁業の承認の一斉更新について

② 新漁業法に基づく新たな資源管理について

③ 令和3年度資源管理関係予算について

④ その他

4 閉 会

太平洋広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：28人（大臣選任10人、都道県互選18人）

任 期：4年 大臣選任委員（第5期）：2018年3月13日～2022年3月12日

都道県互選委員（第5期）：2017年10月1日～2021年9月30日

区分	氏名	現職	
都道県互選	北海道 川崎 一好	釧路十勝海区漁業調整委員会会長	
	青森県 竹林 雅史	青森県東部海区漁業調整委員会委員	
	岩手県 大井 誠治	岩手海区漁業調整委員会会長	
	宮城県 畠山 喜勝	宮城海区漁業調整委員会会長	
	福島県 松野 豊喜	福島海区漁業調整委員会委員	
	茨城県 大川 雅登	茨城海区漁業調整委員会会長	
	千葉県 塩野 健	千葉海区漁業調整委員会会長	
	東京都 有元 貴文	東京海区漁業調整委員会会長	
	神奈川県 宮川 均	神奈川海区漁業調整委員会副会長	
	静岡県 鈴木 精	静岡海区漁業調整委員会副会長	
	愛知県 船越 茂雄■	愛知海区漁業調整委員会委員	
	三重県 掛橋 武	三重海区漁業調整委員会会長	
	和歌山県 木下 吉雄	和歌山海区漁業調整委員会委員	
	徳島県 中野 憲次	徳島海区漁業調整委員会委員	
	高知県 木下 清	高知海区漁業調整委員会会長	
	愛媛県 佐々木 護	愛媛海区漁業調整委員会会長	
	大分県 小野 眞一	大分海区漁業調整委員会副会長	
宮崎県 中島 耕成	宮崎県海区漁業調整委員会委員		
大臣選任	漁業者代表	福島 全良	株式会社福島漁業 代表取締役社長
		鈴木 宏彰	有限会社福栄丸漁業 代表取締役社長
		清水 三千春	清洋水産株式会社 代表取締役
		小坂田 浩嗣	昭和漁業株式会社 代表取締役社長
		金澤 俊明	岩手県底曳網漁業協会 会長理事
		中田 勝淑	高知かつお漁業協同組合 代表理事組合長
		井上 幸宣	全国かじき等流し網漁業協議会 会長
	学識経験	関 いずみ▲	学校法人東海大学 海洋学部 教授
		北門 利英	国立大学法人東京海洋大学 教授
		花岡 和佳男	株式会社シーフードレガシー 代表取締役社長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、底立延縄、立縄、樽流し、一本釣り等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における 2005～2009 年のキンメダイの漁獲量は 7,000 トン台で安定していたものの、2010 年以降は減少傾向にあり、2019 年には 4,637 トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位、動向は減少であると判断される。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。
各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・小型魚の再放流 ・漁具・漁法の制限 ・休漁日・休漁期間の設定 ・操業規制区域の設定 ・使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 34 号）

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③ 漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等において逸失漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

- (2) 漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

昨年の漁業者代表部会は 10 月 16 日にウェブ会議で開催した。会議では、水産庁から、資源を回復させるために試行的に数量管理の導入を提案したところ漁業者から

- ・拙速な T A C 管理の導入は反対
- ・各浜によってこれまでの資源管理の取組状況が異なることから、それを考慮して欲しい
- ・きめ細かく浜周りして各地域の実情をしっかりと把握してから数量管理の導入を検討して欲しい

と、数量管理の導入に対して慎重な考えが示され、その後、水産庁と水産研究・教育機構が浜周りを行い、各地区の声を聞いていたが、本年 1 月に緊急事態宣言が発令され浜周りは一時中断している。なお、2 月にウェブ会議で開催された「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」にこれまでの経緯を報告したが、引き続き数量管理の導入に対して慎重な考えが示されたところ。

今後も、関係漁業者とともに資源管理措置の改善について検討し、コンセンサスを得ていくこととする。

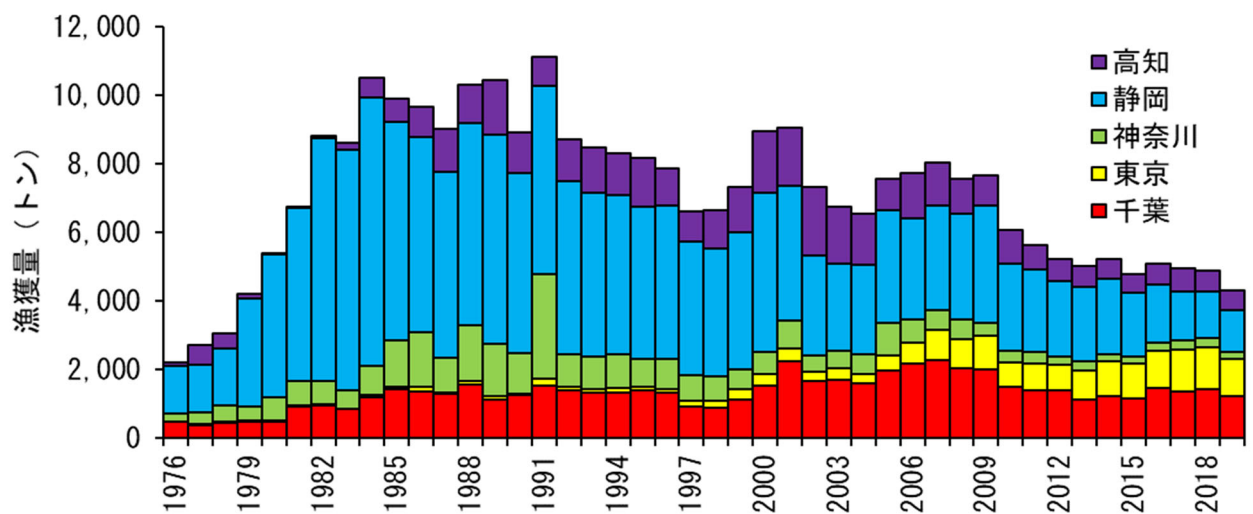
太平洋南部キンメダイ資源管理の令和2年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移



② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十四号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

(参考) キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
17ト	18ト	27ト	22ト	35ト	29ト	73ト	64ト	46ト	41ト	64ト

※各年1～12月の漁獲量を集計



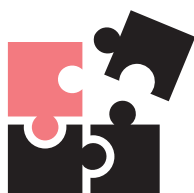
今後のキンメダイの資源管理について

2021年3月

水産庁

目次

- これまでのキンメダイ資源管理について
- 管理についての提案
- 参考



これまでのキンメダイ 資源管理について

2

キンメダイの管理はとても難しい

生態的な理由

- 寿命が長く、成熟が遅いため、一度減少した資源を回復させるには長い時間が必要
- 一都三県は一つの管理単位であると考えられるが、海域によってサイズ分布が異なる

漁業に関する理由

- 漁場ごとに漁獲されるサイズや操業形態などが異なり、統一のルールを作りにくい
- 専業が多く、他の魚種に転換することが難しい
- 特に資源の状態が良くない現在、小型魚の漁獲が増加ぎみ
- 卓越年級が発生しても、比較的若い時点で漁獲してしまう
- 隻数の減少によって努力量が減少している地域がある一方、新規着業者の参入が続く地域もある

認識を共有して、どこまで取り組むことができるのかがカギ

3

地域ごとの漁業の努力量の表現

- ・ 地域間の取り組みの評価をしやすさの点から、管理措置を考える上では**同一の単位指標で表すことが望ましい**としてきた（例えば針数）。
- ・ しかし、漁場ごとに**操業形態が多様**で変動する要素が多いため、すべての地区の努力量を**同一の単位指標で表すことは難しい**。

全地区とも同じ単位で表記

⑨ 漁獲圧に関する要素(例)

操業隻数	キンメ船の数を減らす
出漁日数	日数を減らす(禁漁期)
操業海域	面積を減らす(禁漁区)
操業時間帯	時間を短くする
1隻あたり縄数	数を減らす
針数	針数を減らす
1操業あたり投縄回数	回数を減らす
釣り針サイズ	針の大きさ(大きく?小さく?)

漁業構造一覧表の分類に対応

地区ごとの単位で表記

地区ごとの努力量指標と漁獲量には**強い正の相関**があるが、その努力量指標は地区や漁法によってバラバラで**一つの単位指標で表すことは困難**

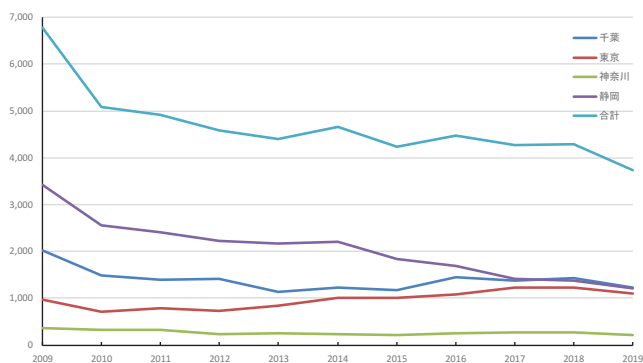
← 同じ単位にすることが望ましいが、キンメ漁業の場合は仮定が多くなりすぎるため、確かさに欠ける。

4

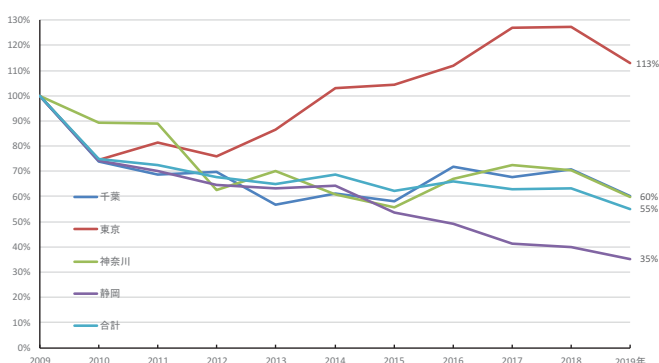
漁獲の現状について①

- ・ 1都3県全体のキンメダイ漁獲量は10年前と比較して55%まで減少。
- ・ 中でも静岡県のキンメダイ漁獲量は10年前と比較して35%まで減少。

1都3県におけるキンメダイ漁獲量の推移



2009年の漁獲量を100とした場合の漁獲指数の推移

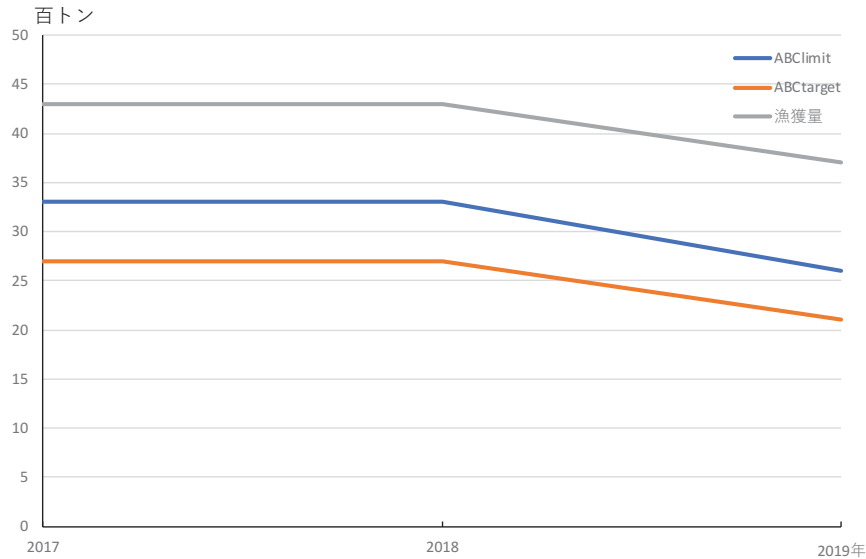


5

漁獲の現状について②

- ・ 1都3県全体の漁獲量はABCを超える状態（資源量に対して漁獲が過剰な状態）で推移。

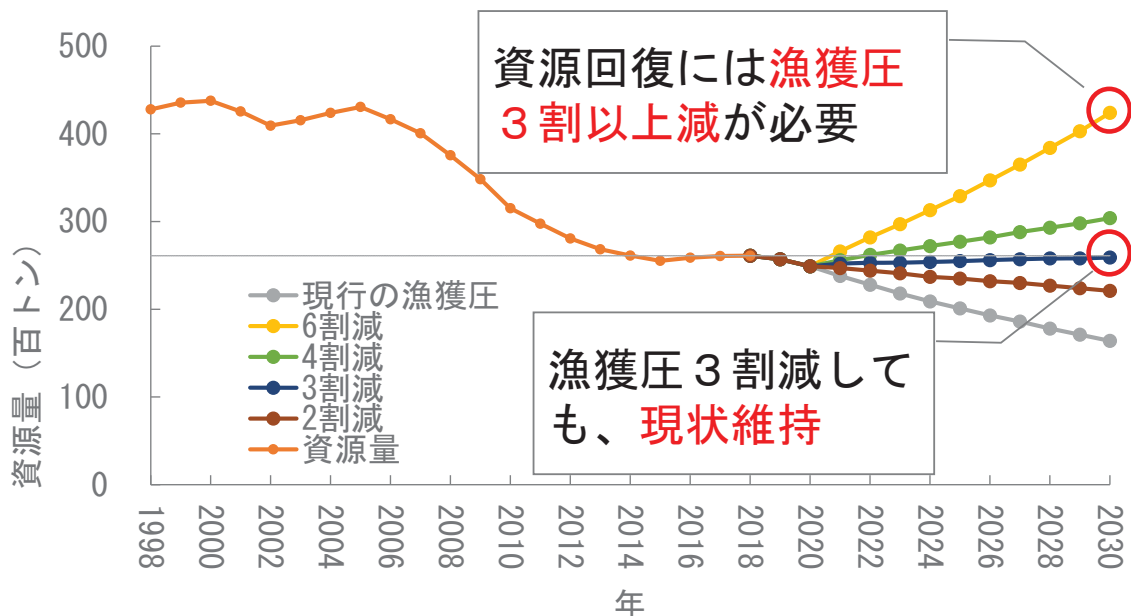
ABCと実際の漁獲量の推移



6

将来予測

- ・ 漁獲圧を2020年から削減すると仮定した場合、資源量が2018年の水準近くまで回復するのは、**漁獲圧3割減で2030年**。



注：2019年資源評価結果より

7

これまでの歩み

- ・ キンメダイの資源評価は2016年から開始された。
- ・ 「漁獲圧3割減」の提案は、この時の資源評価書に記載されて以降、毎年記載されている。

- ・ 漁業者代表部会では、漁獲圧の削減について“浜ごとにできることから”管理措置を検討・実践してきた。
- ・ 地区ごとに努力量は減少してきたものの、資源の水準は引き続き「低位」であることから、さらなる管理の取り組みが求められている。
- ・ 地区ごとに漁法や操業形態が異なることから、努力量指標については統一の指標を用いることが困難。

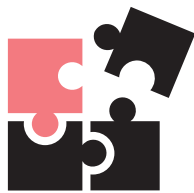
第11回漁業者代表部会での合意事項

資源を回復させることを目標に資源管理を行っていく



第12回漁業者代表部会で水産庁から資源の回復に向けた提案

8



管理についての提案

9

資源回復に向けてどのような方法で管理を行うべきか？

- ・ 第11回漁業者代表部会では、**資源を回復**させることに合意。
- ・ これまで漁業者代表部会では、漁獲圧の削減について**地区ごとにできることから**管理措置を検討・実践してきた。
- ・ 地区ごとに努力量は減少してきたものの、地区ごとに漁法や操業形態が異なることから、**努力量指標については統一の指標を用いることが困難**。
- ・ 前回代表者部会で示したように、努力量を漁獲量に置き換えて管理をすることも可能であるが、煩雑でわかりづらい。



- ・ 努力量で管理を行う場合、地区ごとに指標が異なり、各都県間で不公平感を解消することが困難。
- ・ 共通言語として「**漁獲量**」を各都県毎に割当て、それを**各都県（地区）のルールで管理**を行うことが最もわかりやすく公平！



10

漁獲量で管理をする場合の目安について

- ・ 資源を増加させるための獲り方として、現在水研が提案しているのは19百トン。
- ・ 新たな資源管理が始まるまでは、**ABCtarget（今年は19百トン）**を目安として管理してはどうか。
- ・ これまで取り組んできた**自主的管理は尊重、継続**し、両輪で資源回復を目指す。

2021年ABC

$$F_{\text{target}} = 0.8 \times 0.7 \times F_{\text{current}} (0.15)$$

$$F_{\text{limit}} = 0.7 \times F_{\text{current}}$$

★資源を増加させるための削減率 $\beta_2 = 0.7$

	2020年 ABC	資源管理基準	F値	漁獲 割合
ABCtarget	19百トン	$0.8 \cdot 0.7 F_{\text{current}}$	0.08	8%
ABClimit	23百トン	$0.7 F_{\text{current}}$	0.10	10%

F_{current} 現状の漁獲圧(2019年のF平均値)
F値は0~15+歳の平均値

24

11

これからのキンメダイの資源管理

- ・ **資源を回復**させながら、**新たな資源管理**を開始する次のステップまでにどのような準備をするか。

○新たな資源管理とは

新たな方式による資源評価結果が示された後に、

「資源を最も良い状態にしたら漁獲がどれだけ増えるか」

「資源を最も良い状態に持って行くために、どのような獲り方をしたら良いか」



試験研究機関による最新の科学的知見に基づいて、漁業者のみなさんと話合っ**て決めていきます**

12

今後の資源管理の方向性について（案）

目安とする数量（例：19百トン）を管理するためにはどうしたらいいか？



最も公平性が担保される数量管理を提案

○課題

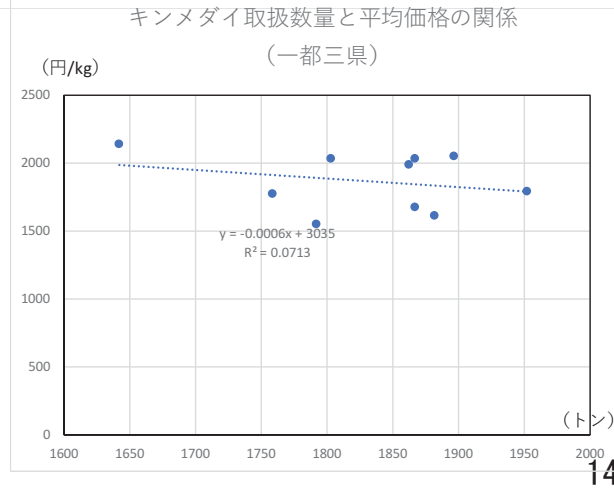
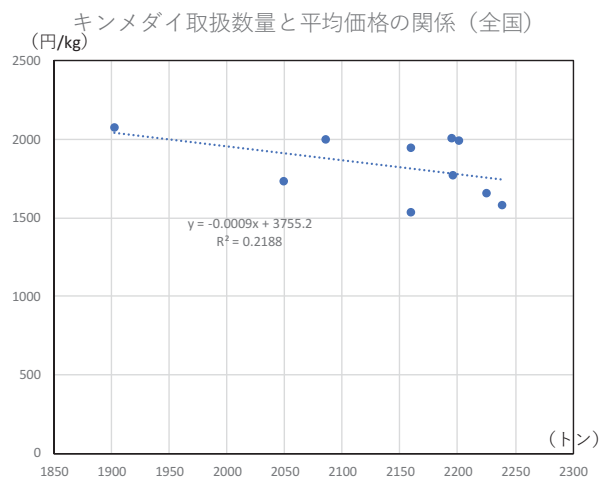
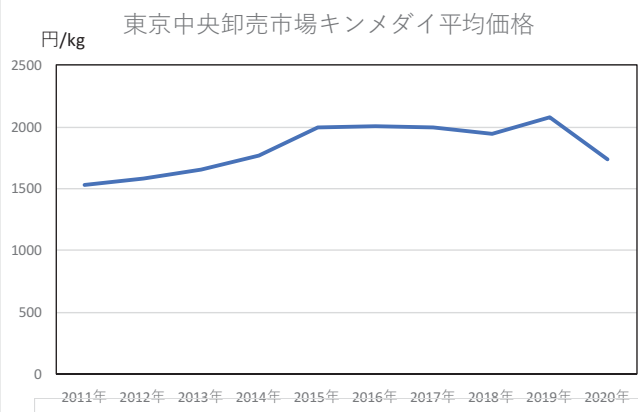
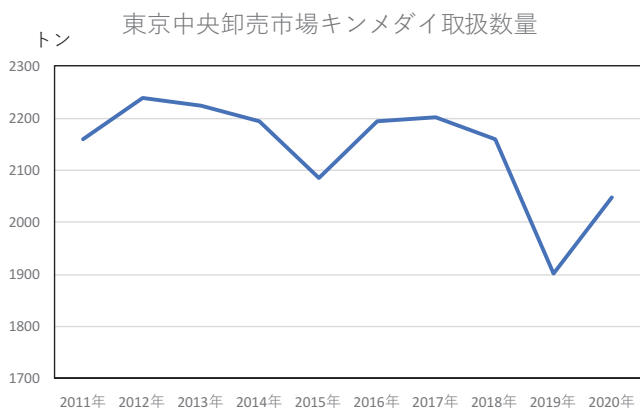
- ・ 各地域ごとの配分の基準をどう決めるか
- ・ これまでの各地区での取り組みをどう評価するか
- ・ 減収等への支援をどうするか
- ・ 漁獲報告の体制をどうするか



皆さんで話し合いながら試行的に取り組んでみてはどうか？

13

キンメダイの生産量と価格の関係について



今後のキンメダイ資源管理の方向性について (まとめ) ①

1 共通認識

- ① 現状のままでは、**資源状況は更に悪化する可能性が高い。**
- ② 資源回復を目指すには、現状よりも**大幅に漁獲圧を減少させる必要。**

2 方向性の検討にあたって考慮すべきポイント

- ① キンメダイ資源量を回復させる (共通認識)
- ② これまでの資源管理の取組状況を評価する (公平性の担保)
- ③ 既存の漁業者の経営状況を考慮する (減収対策)
- ④ 既存の漁業者の将来の利益を確保する (新規参入抑制を含む漁獲努力量削減対策)

3 どのように漁獲圧を削減させるか

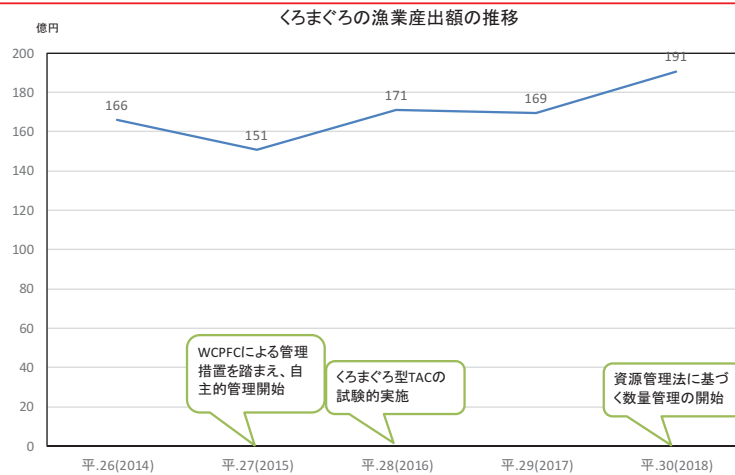
- ① 漁獲圧の増大につながる新規参入等を抑制する
- ② 現在の努力量削減管理措置を強化する
- ③ 公的規制 (数量管理等) を検討する

今後のキンメダイ資源管理の方向性について（まとめ）②

4 公的規制導入（数量管理等）のメリット

漁獲実績等を勘案した適切・公平な数量の配分等を行うことにより、

- ① 漁獲圧を効果的にコントロールすることができる。
- ② 一都三県の漁獲実績を有する漁業者以外（遊漁を含む）による無秩序な漁獲の増大（資源の更なる減少）を抑制させることに繋がる。（早期の導入が新規参入抑制に効果的）
- ③ 参入規制により資源が回復した場合の効果として、既存の漁業者の漁業収入の増加を見込むことができる。



太平洋広域漁業調整委員会指示第三十八号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、大臣許可漁業、知事許可漁業及び漁業権漁業が営まれている海域を除く海域では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第三十四号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



(参考資料)

金目鯛漁業に関する底刺し網漁業者と底立はえ縄漁業者の合意（概要）

○趣 旨

伊豆諸島周辺水域及び伊豆諸島西部の我が国排他的経済水域で周囲を囲まれた公海における金目鯛漁業について、資源保護と漁場利用秩序の確保、漁場環境の保全等を図り、金目鯛漁業の存続と発展に資するもの。

○協定の締結者

全国金目鯛漁業者協会、全国底立はえ縄漁業者協会
きんめだい底刺し網漁業者

○合意年月

平成14年11月

○主な内容

伊豆諸島周辺海域及び伊豆諸島西部の公海海域において、海域や期間等を制限した操業等のルールが合意されている。

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十八号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならぬ。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年三月十六日から令和四年五月三十一日までとする。

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日				
太平洋広域漁業調整委員会会長				

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号	太広委底第○号			
漁業者	住所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船登録番号	●●●-●●●	使用権の種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和3年 月 日から令和4年 3月31日まで			

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



きんめだい底刺し網漁業の承認に関する事務取扱要領(案)

令和3年3月16日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第三十八号（以下「指示38号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第三十四号（以下「指示34号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示34号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、委員会により指示34号に基づく承認を取消され、その取消しの日から1年を経過しない者。

4 承認の申請

指示38号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合

(3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、様式第8号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示38号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 代表者選定届は、別紙様式第3号によること。
4. 年間操業計画書は、別紙様式第4号によること。
5. 廃業届は、別紙様式第5号によること。
6. 紛失届は、別紙様式第6号によること。
7. 相続同意書は、別紙様式第7号によること。
8. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合は写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

(1) 船名

(2) 漁船登録番号

(3) 船舶総トン数

(4) 使用権の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）

(5) 通信機器の種類

(6) 電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
3. 電波機器は、レーダー、GPS等を記載すること。

船舶使用承諾書

年 月 日

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

- 1 漁船登録番号
- 2 船 名
- 3 船舶総トン数
- 4 使用権の種類 使用貸借権
賃借権（賃借料） （月 円也）
- 5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にすること。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

代表者選定届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

年間操業計画書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

船名： 丸（漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃業届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

紛失届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所
氏名又は名称

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

備考 用紙は、日本産業規格A4とすること。

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会長殿 住所 氏名又は名称	船名					報告年月 日			
	総トン数					報告取扱 責任者	氏名		
	所持した 漁具の数量					船長	氏名		
						漁業根拠 地			
	冷凍能力	トン/日				漁獲物等 陸揚港			
	出入港月 日	年 月 日 出港	航海 日数	日					
年 月 日 入港		操業 日数	日						
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第 39 号（案）の概要

くろまぐろは、国際的な資源管理措置を履行するため、特定水産資源に指定され、くろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）に区分して、漁獲量の総量による厳格な管理（特に小型魚の漁獲削減）が行われている。

こうした中、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、資源管理の枠組みに組み込むことが課題となっている。

遊漁者に対する指導については、資源管理基本方針において、「国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。」と定められているが、くろまぐろについては、より具体的な方策が必要となっている。

このため、遊漁者によるくろまぐろの採捕について、広域漁業調整委員会指示による規制（くろまぐろ（小型魚）の採捕制限、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績報告）を実施するもの。

1 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

くろまぐろ（小型魚）（くろまぐろのうち、30 キログラム未満のもの）の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

2 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

くろまぐろ（大型魚）（くろまぐろのうち、30 キログラム以上のも）を採捕した場合は、尾数及び総重量等を報告しなければならない。

3 指示の有効期間

遊漁者に対する規制は不特定多数の者が対象となり、十分な周知期間を設ける必要があることから、本指示の有効期間は令和3年6月1日からとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第三十九号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
 - (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
 - (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
 - (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
 - 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告
遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。
 - (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主た

- る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
 - (3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日
 - (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月末日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第39号の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和3年3月16日策定

太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、太平洋広域漁業調整委員会指示第39号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の3に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績は、水産庁のホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(1)から(4)に定める事項を報告フォームに入力し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力し報告する。

(3) 電子メールによる送信

別紙様式に委員会指示3(1)から(4)に定める事項を入力(報告サイトに掲載される下記(4)の様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス km-yugyo@maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

(4) ファクシミリによる送信

報告サイトに掲載されている別紙様式に必要事項を記載し、ファクシミリ番号: 03-3595-7332宛にファクシミリで送信する。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の3(1)に定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の総重量はキログラム単位で記入するものとする。

(2) 委員会指示の3(4)に定める採捕した海域は、別図の区分(J1~J4、J10)を記入するものとする。

3. 個人情報等の取り扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

別紙様式

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

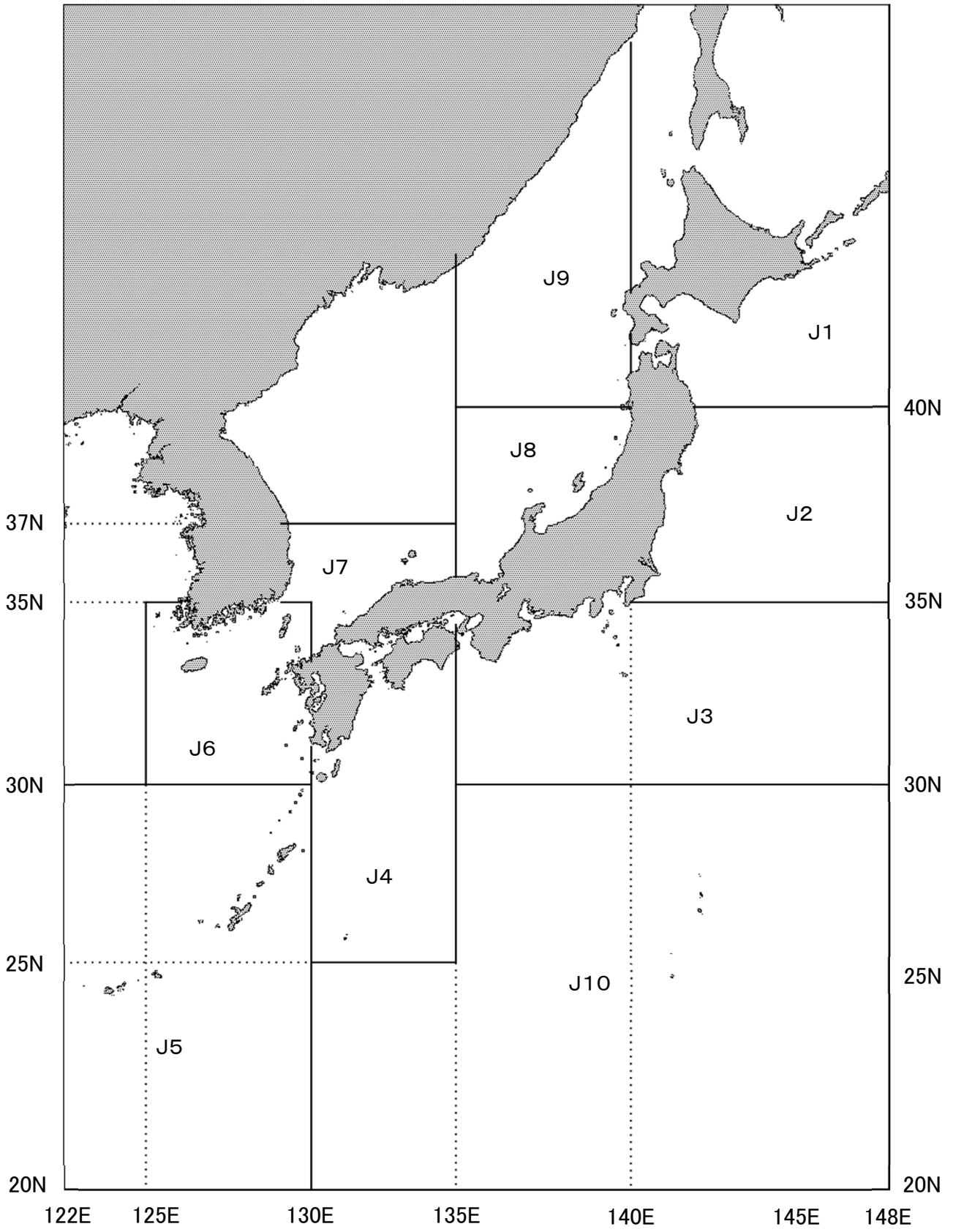
太平洋広域漁業調整委員会指示第39号の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）			
電話番号			
電子メールアドレス			
陸揚げした日	尾数	総重量（kg）	採捕した海域
年 月 日	尾	kg	

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



沿岸くろまぐろ漁業の承認の 一斉更新について

令和3年3月

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）①

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成24年に広域漁業調整委員会指示により届出制を導入（届出隻数1.3万隻）、
- ② 平成25年以降は、同委員会指示による承認制に移行（承認隻数1.8万隻（R2.12現在））、

して、令和2年5月に期間延長の委員会指示を発出した他は、原則2年ごとに更新（今回で4回目の更新）している。現行の承認期間は令和3年3月31日までのため、令和2年12月に行われた各広域漁業調整委員会で新たな委員会指示を発出し、承認の更新手続きを行った。

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）②

2. 新たな広域漁業調整委員会指示※の概要

これまでと同様に、「**過去5年間の実績者**」を承認対象とすることで、**太平洋クロマグロの管理をなお一層推進**。

(1) 承認条件

① 過去5年間に1kg以上の漁獲実績を有すること

ただし、当該都道府県の水産主務課長による、当該都道府県の水産政策上、旧被承認者に係る承認を保持する必要があり、かつ、当該都道府県の都道府県別漁獲可能量の遵守に支障がない旨の意見所がある場合はこの限りではない。

② 採捕停止命令に従わない漁業者ではないこと

申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による、くろまぐろの採捕に係る都道府県知事が行う際捕停止命令に明らかに従わない漁業者ではない旨の意見所があること。

(2) 承認期間について

令和3年4月1日～令和5年3月31日まで

なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に3か月の期間を加えて設定するものとする。

※太平洋広域漁業調整委員会指示第37号
日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第63号
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第36号

(令和2年12月2日発出)
(令和2年12月9日発出)
(令和2年12月14日発出)

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）③

これまで 自由漁業（曳き縄漁業等）に届出制を導入
漁獲実績報告の義務化
（平成23年4月から順次実施）

沿岸クロマグロ漁業の実態把握
（漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、
トン数階層等）

日本海・九州西広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会の
海域区分

太平洋広域漁業
調整委員会

瀬戸内海広域漁業調整委員会

沿岸クロマグロ漁業の管理体制の強化

平成26年4月1日以降
●届出制から承認制へ移行
広域漁業調整委員会の指示
に基づき隻数制限を導入

●平成27年1月 更新1回目

●平成29年1月 更新2回目

●平成30年7月 更新3回目

●令和2年7月 期間延長

●令和3年4月 更新4回目

：「過去5年間の実績者」

を承認対象とすることで、

太平洋クロマグロの管理を

なお一層推進

都道府県	H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4		H27.1	H30.1	H30.7	R3.4
北海道	969	863	844	835	石川県	1027	985	298	289	山口県	1816	1647	1119	1059
青森県	2068	1938	1723	1641	福井県	304	282	268	250	徳島県	492	476	417	417
岩手県	119	99	0	8	静岡県	1025	1011	957	947	香川県	0	0	0	0
宮城県	33	31	9	21	愛知県	1	1	1	0	愛媛県	90	90	36	36
秋田県	175	174	131	131	三重県	1077	990	877	838	高知県	2949	2692	2142	1769
山形県	150	150	142	139	京都府	264	264	264	247	福岡県	668	556	534	521
福島県	719	714	703	627	大阪府	11	11	6	6	佐賀県	46	45	45	45
茨城県	367	347	314	296	兵庫県	253	251	248	248	長崎県	2503	2503	2457	2455
千葉県	580	545	445	445	和歌山県	1897	1733	1207	1191	熊本県	134	114	59	59
東京都	526	515	444	431	鳥取県	651	580	56	56	大分県	146	139	28	21
神奈川県	323	297	277	265	島根県	1054	1002	960	958	宮崎県	669	568	567	568
新潟県	186	164	57	57	岡山県	0	0	0	0	鹿児島県	519	467	335	332
富山県	270	262	172	170	広島県	1	1	1	0	沖縄県	4	4	4	1
										合計	24086	22511	18147	17379

注1：黄色マーカーは承認数が1000以上の都道府県

注2：R3.4の値は承認申請数（R3.3現在）

※対象漁業、提出書類は基本的に届出制と同様【法的根拠：漁業法（広域漁業調整委員会指示）】

広調委の承認制について（沿岸くろまぐろ漁業）④

沿岸くろまぐろ漁業の承認の申請状況（令和3年3月現在）

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
北海道	225	610		835
青森県	810	831		1,641
岩手県		8		8
宮城県		21		21
秋田県	131			131
山形県	139			139
福島県		627		627
茨城県		296		296
千葉県		445		445
東京都		431		431
神奈川県		265		265
新潟県	57			57
富山県	170			170

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
石川県	289			289
福井県	250			250
静岡県		947		947
愛知県				
三重県		838		838
京都府	247			247
大阪府			6	6
兵庫県	248			248
和歌山県	66	695	430	1,191
鳥取県	56			56
島根県	958			958
岡山県				0
広島県				0

都道府県	広域漁業調整委員会			合計
	日本海・九州西	太平洋	瀬戸内海	
山口県	1,059			1,059
徳島県	4	350	63	417
香川県				0
愛媛県		36		36
高知県	113	1,656		1,769
福岡県	521			521
佐賀県	45			45
長崎県	2,455			2,455
熊本県	59			59
大分県		21		21
宮崎県	41	527		568
鹿児島	326	6		332
沖縄県		1		1
合計	8,269	8,611	499	17,379

注：黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県

各広域漁業調整委員会管轄別の沿岸くろまぐろ漁業承認申請数（令和3年3月現在）は以下のとおり

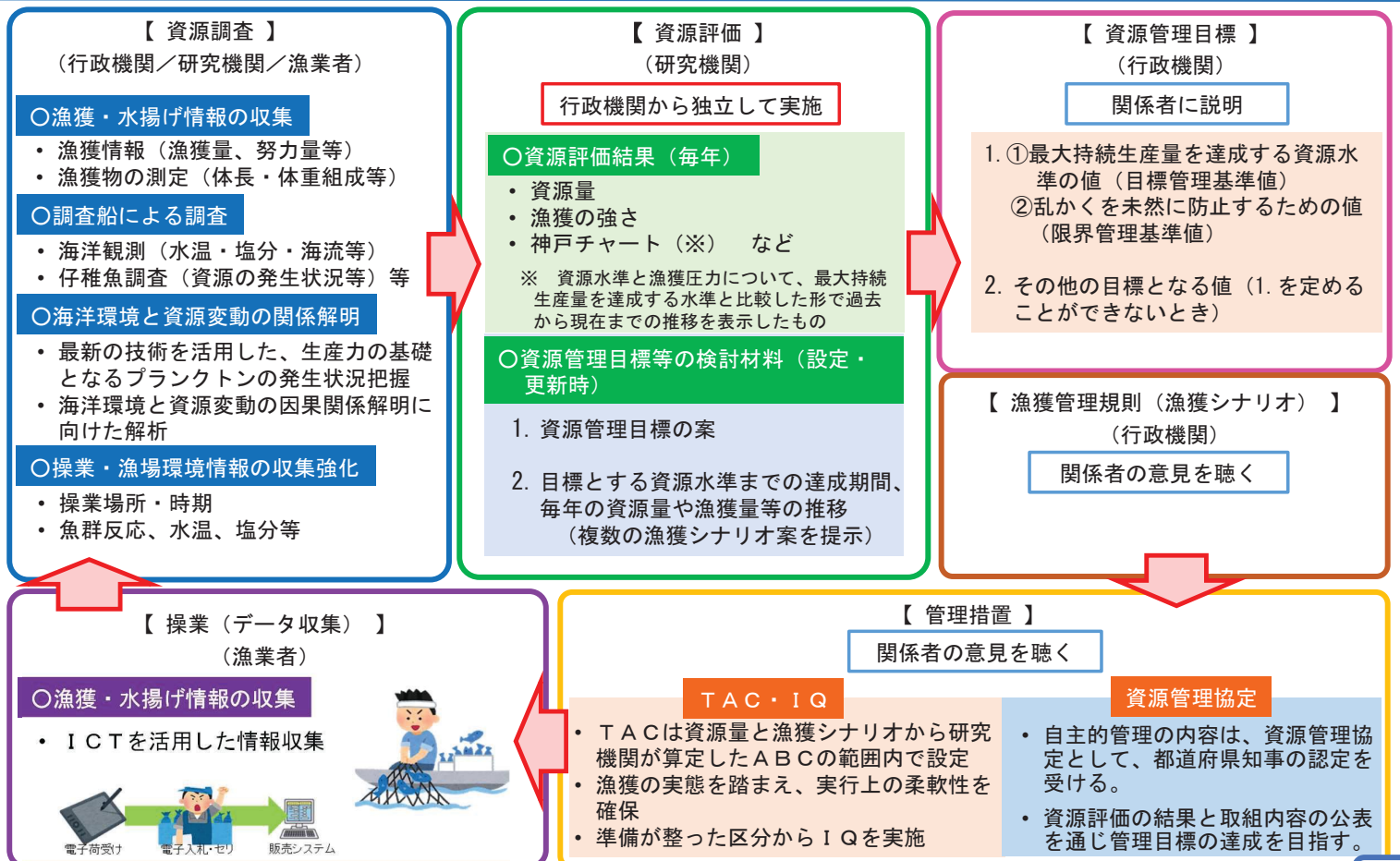
- ・太平洋広域漁業調整委員会 : 8,269
- ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 : 8,611
- ・瀬戸内海広域漁業調整委員会 : 499

これまでの自主的な管理と今後 ～資源管理協定への移行について～

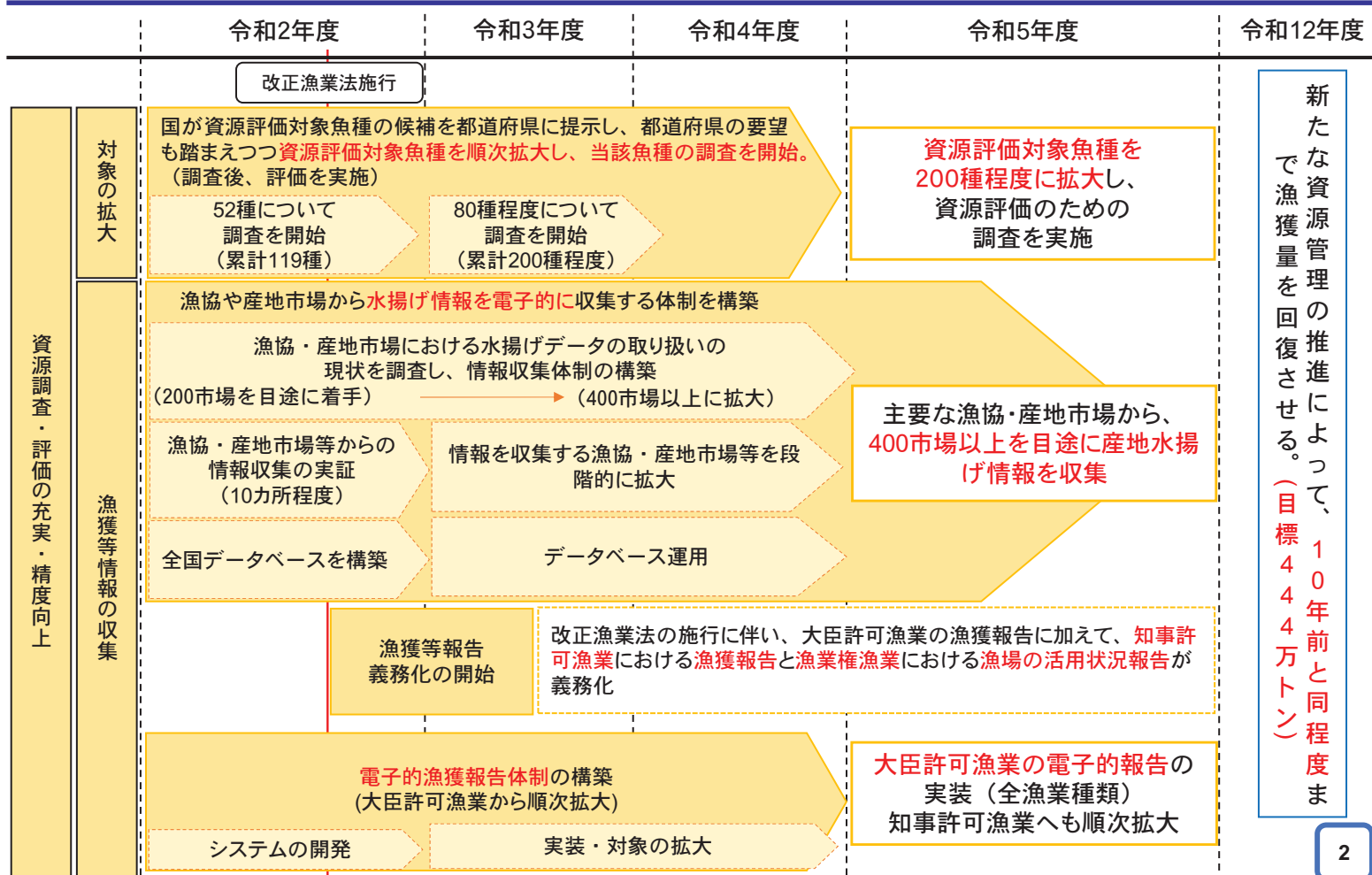
令和3年3月

水産庁

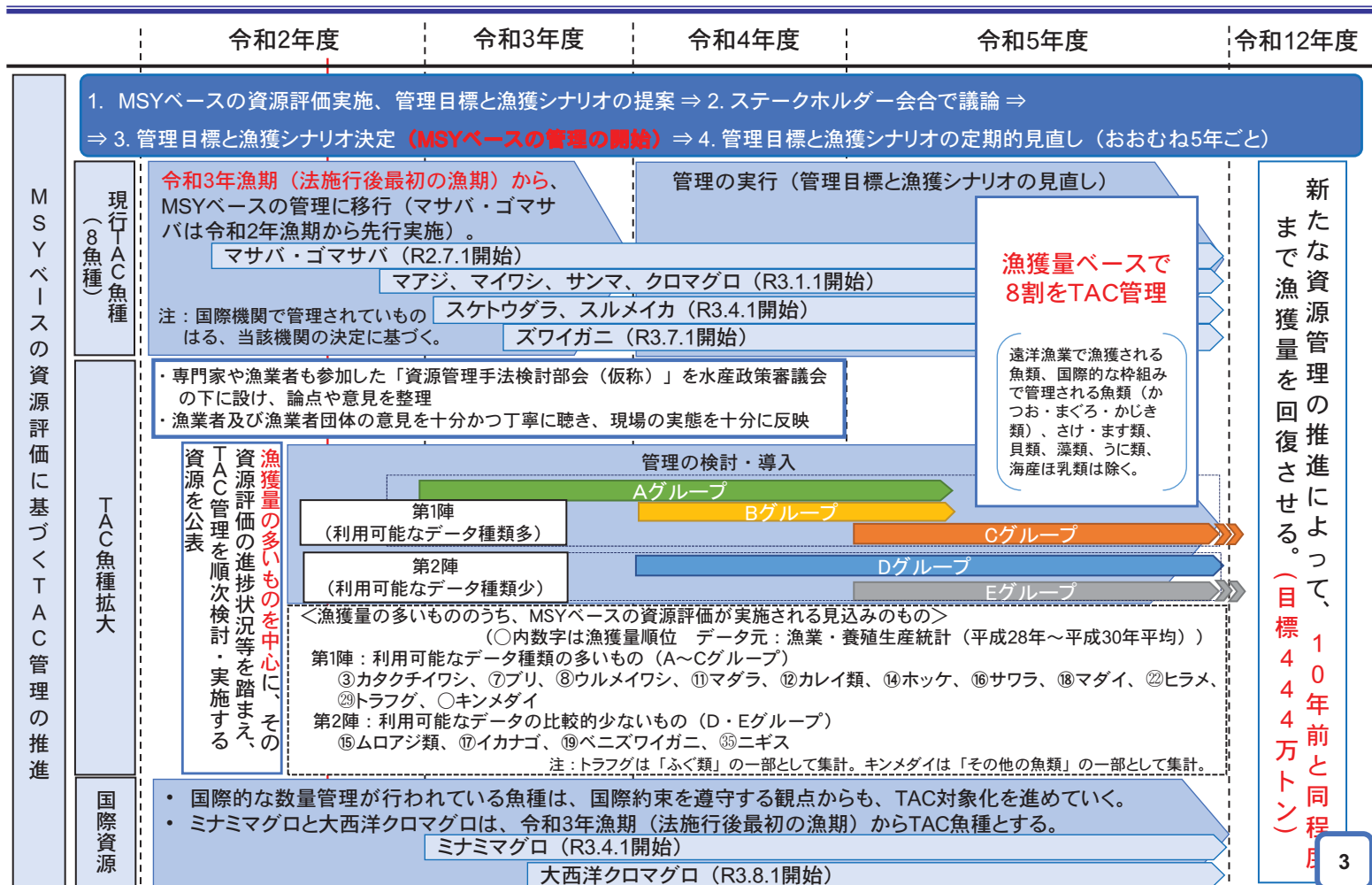
新たな資源管理の流れ



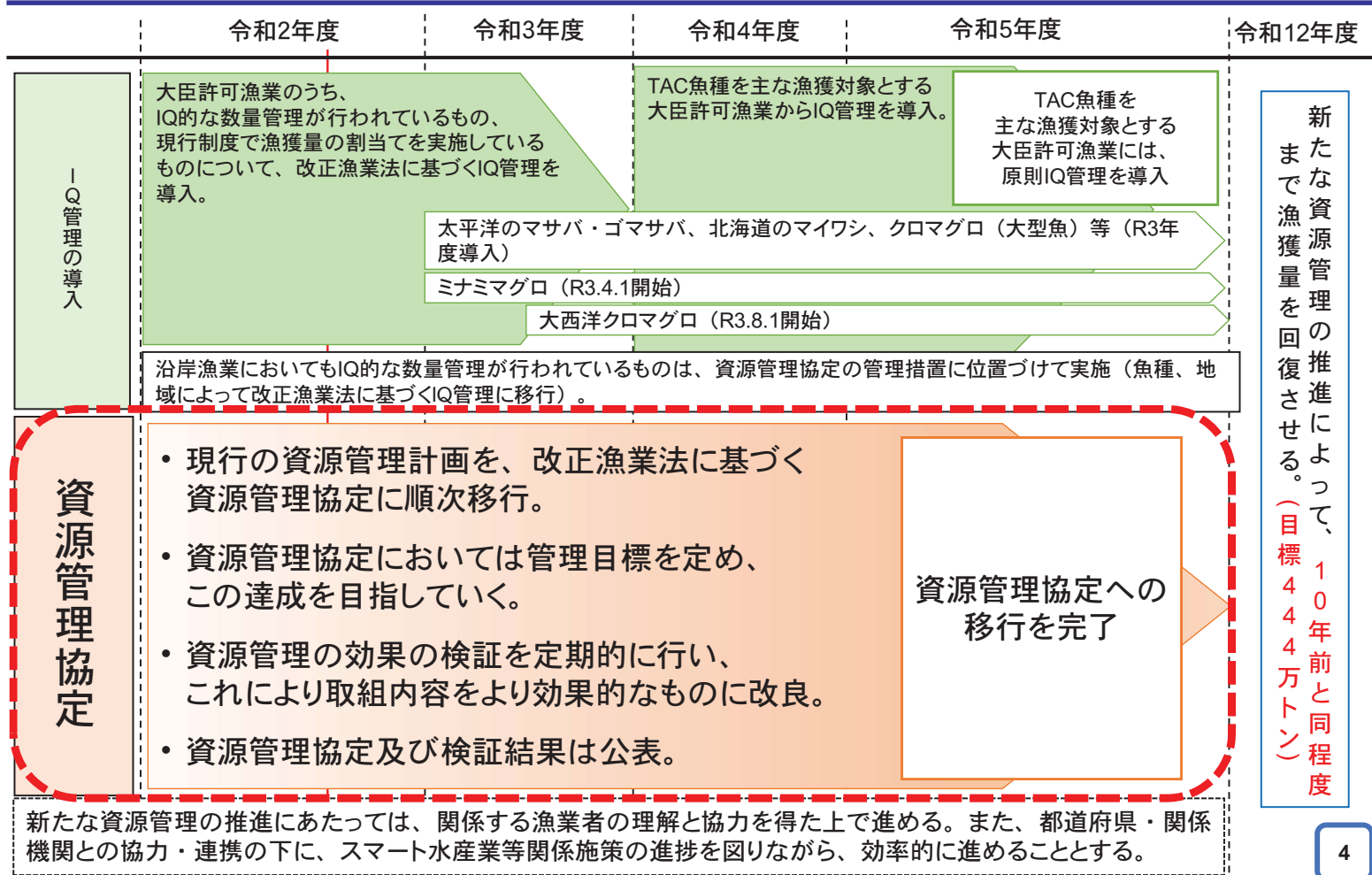
新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

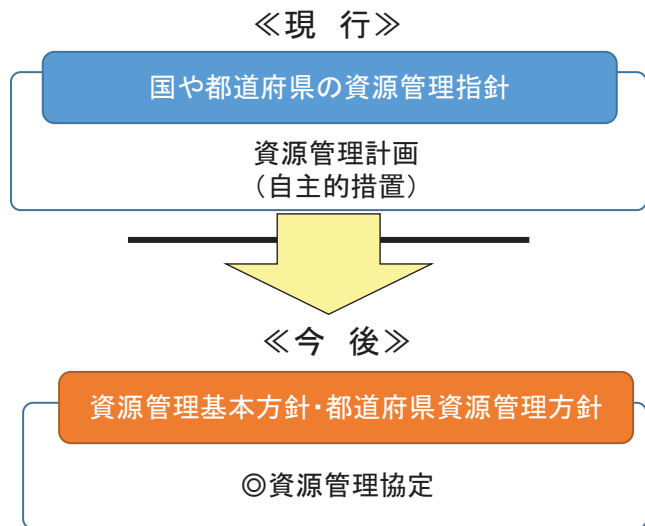


新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン）

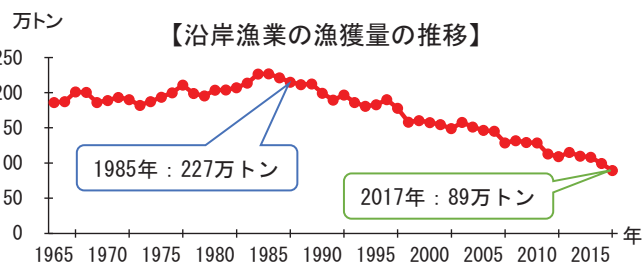
新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

[これまでの自主的な管理と今後]

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとってきた。
- 改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。



- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。



注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。（出典）農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

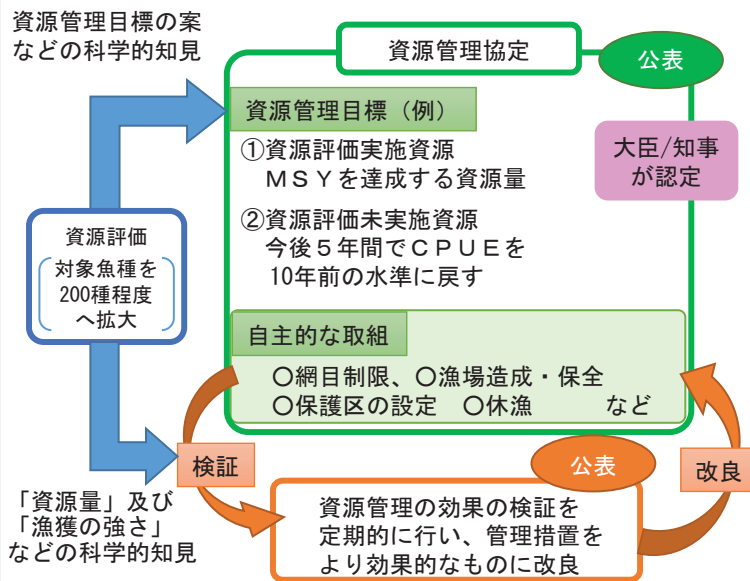
新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

[資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。
 - ① 「資源管理協定」を策定する際には、
 - ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

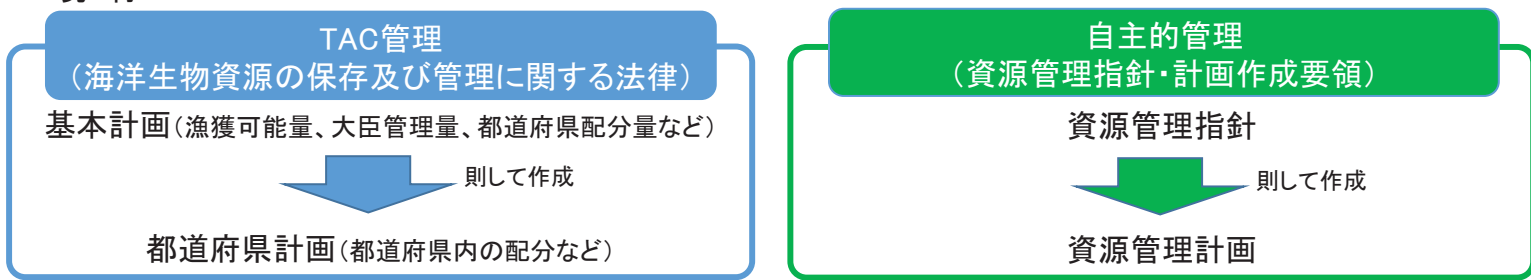
※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
 - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
 - ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
 - ③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。
 - ④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。
- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】

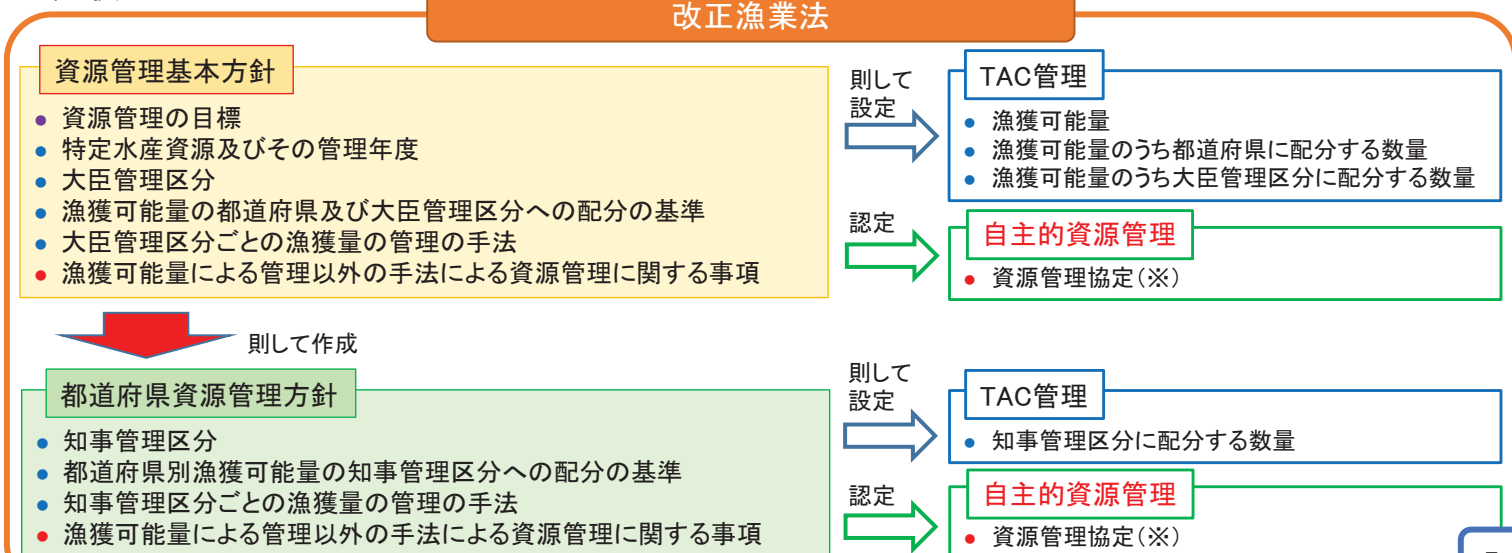


参考：改正漁業法における自主的資源管理の位置づけ

《現行》



《今後》



※ IQを実施する漁業者(漁獲割当管理区分で採捕する漁業者)は対象外

資源管理協定への移行（基本原則）

- 資源管理協定は、
 - ① 特定水産資源（TAC資源）においては、漁獲可能量管理を補完するものであり、
 - ② 特定水産資源以外の水産資源においては、資源管理目標を達成する主要手段となる、漁業者自身による自主的な資源管理（自主的資源管理）を定めたもの。
- 資源管理協定は、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に基づき、漁業者が水産資源ごと又は漁業種類ごとに締結する。
- 資源管理基本方針の対象となる資源は、
 - ① 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により目標が定められた資源（漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を除く。）
 - ② 現在、国の資源管理指針で対象とされている水産資源
- 都道府県資源管理方針の対象となる資源は、現在、都道府県の資源管理指針で対象とされている地域の重要水産資源を記載し、そのほか、資源管理協定を締結するために必要なものも含むものとする。
- 資源管理協定の有効期間は5年を上回らない期間とする。

8

資源管理協定への移行：全体の流れ

〈制度準備〉

- ① 都道府県は、資源管理協定の対象となる水産資源について、資源管理目標を都道府県資源管理方針に定める。
- ② 都道府県は、資源管理協定の認定基準を定める（国から事前に処理基準を提示）。
- ③ 都道府県は、資源管理協議会における履行確認及び評価・検証の方法や運用を決定する。

〈資源管理計画→資源管理協定への移行〉

- ④ 漁業者は、資源管理協定の認定基準に合致するよう、現行の計画内容を必要に応じ修正・変更する。
- ⑤ 漁業者は、都道府県に対し、資源管理協定の認定申請を行い、認定を受ける。
- ⑥ 都道府県は、認定を受けた資源管理協定の内容を公表する（公表方法や公表内容は今後の議論）。

〈協定の実施・履行確認・見直し〉

- ⑦ 漁業者は、協定に定められた取組を実施しつつ操業し、漁獲量・漁獲努力量等の漁業関係情報を収集する。
- ⑧ 都道府県は、定期的に（年1回以上）開かれる資源管理協議会において、⑦で収集した漁業関係情報を報告し、協定の取組内容の履行確認を行う。
- ⑨ 都道府県は、定期的に（資源評価が行われている資源を対象とする協定の場合は評価結果の公表ごとに、又は資源評価が行われていない資源を対象とする協定の場合は協定の有効期間の半ばと終了時に）、資源管理の状況の評価・検証を行う。評価・検証は、資源評価結果や⑦で報告された漁業関係情報を基に資源管理目標に照らして行い、必要に応じ、取組内容の見直しを行う。
- ⑩ 都道府県は、⑧の結果について、⑥の情報と併せて公表する。
- ⑪ 以降、⑧～⑩を繰り返す。

9

資源管理協定への移行（資源管理目標の設定）

- 資源管理協定の対象となる水産資源について、**資源管理目標を設定**する。
- 改正漁業法第12条第1項又は第2項の規定により目標が資源管理基本方針で設定されている場合は、当該目標を使用する。
- 上記の目標が設定できない場合においても、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め**利用可能な最善の科学情報**を用いて資源管理目標を設定する。現在、国の資源管理指針が対象としている資源の目標は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源の目標は県の資源管理方針において定める。
- 資源管理目標は、**定期的に科学情報の蓄積等を考慮し見直される**。

《タイプ別資源管理目標の設定》

		管理目標 (法12条1項又は2項に基づくもの)	管理目標 ^(注) (左記以外)
TAC魚種		○	
非TAC魚種	管理目標設定	○	
	管理目標未設定(資源評価実施)		○
	管理目標未設定(資源評価未実施)		○

注: 現在、国の資源管理指針が対象としている資源は資源管理基本方針に、都道府県の資源管理指針が対象としている資源は県の資源管理方針で定める。

資源管理協定への移行（内容の変更①）

- 法律上、資源管理協定は、
 - ① **漁獲割当管理区分以外の管理区分**における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関するものであること
 - ② 参加する者が**複数**いることが必要。(→ 対応案は次スライド)
- 資源管理協定への移行にあたり、**あっせんすべきことを求める場合の手続き**を追加する必要がある。

《記載事項に関する資源管理計画と資源管理協定の比較》

資源管理計画	資源管理協定
計画の目的	(規定なし)
対象海域及び対象資源	対象水域、水産資源の種類、漁業の種類
資源管理目標及びそれを達成する措置	対象資源の保存及び管理の方法
取組期間	協定の有効期間
管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等	協定に違反した場合の措置
計画の参加、脱退	協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項
計画の変更及び廃止	協定の変更又は廃止の場合の手続き
参加者名簿	(協定の認定申請書に添付)
その他(計画参加者が取り組むべき事項等)	(規定なし)
(新規)	あっせんすべきことを求める場合の手続き

【あっせんすべきことを求める場合の手続きの例】

法第126条第1項の規定に基づき県知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

対応の方向性

○漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源を対象とした資源管理計画の場合

→ **資源管理協定への移行不可**。**資源管理指針・計画体制廃止に伴い計画は廃止**（取組はそのまま存続。数量の遵守をもって履行を確認。）。

※ 漁獲割当管理区分における当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源以外の水産資源について、資源管理計画の下行われていた「IQ的な数量管理の取組」を資源管理協定の下でも継続することは可能（具体的な運用は要検討）。

○1者が作成している資源管理計画の場合

(ア) 漁業協同組合が1者で作成している場合

→ **計画に参加している複数の者**で協定を締結。

(イ) 漁業者が1者で作成している場合

A. 資源管理計画の参加者が複数の場合

→ **計画に参加している複数の者**で協定を締結。

B. 資源管理計画の参加者が1者の場合

→ **隣接海域において近似魚種を採捕する者若しくは同一の漁業種類を営む者又は類似する計画に参加している者**で協定を締結。

12

資源管理協定への移行（内容の変更②）

● 加えて、以下の基準に該当する内容とする必要がある。

(1) **資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なもの**であること。

(2) 不当に差別的にではないこと。

(3) 取組内容が以下を満たすものであること。

① 特定水産資源を対象とする協定の場合：対象となる管理区分の漁獲可能量を超えないように**漁獲量の管理を行うために効果的なもの**であると認められるものであること。

② 上記以外を対象とする協定の場合：公的管理以外に**対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置**が定められていること。

(4) 以下の内容が、協定に参加する者に過重な負担を課すものではないこと。

① 対象資源の保存及び管理の方法

② 協定に違反した場合の措置

③ 協定参加、又は協定から脱退する者に関する事項

④ 協定の変更又は廃止の場合の手続き

⑤ あっせんすべきことを求める場合の手続



これらの準備が整い次第、順次、資源管理協定の認定申請を行う。

13

内容変更の方向性（案）

○資源管理基本方針又は都道府県管理方針に照らして適当なものであること。（認定基準(1)）

- 資源管理基本方針又は都道府県管理方針に、**対象となる水産資源を記載**。
- **資源管理方針に記載された資源管理目標の達成に寄与する内容**。

○特定水産資源を対象とする協定の場合は、対象となる管理区分の漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。（認定基準(3)①）

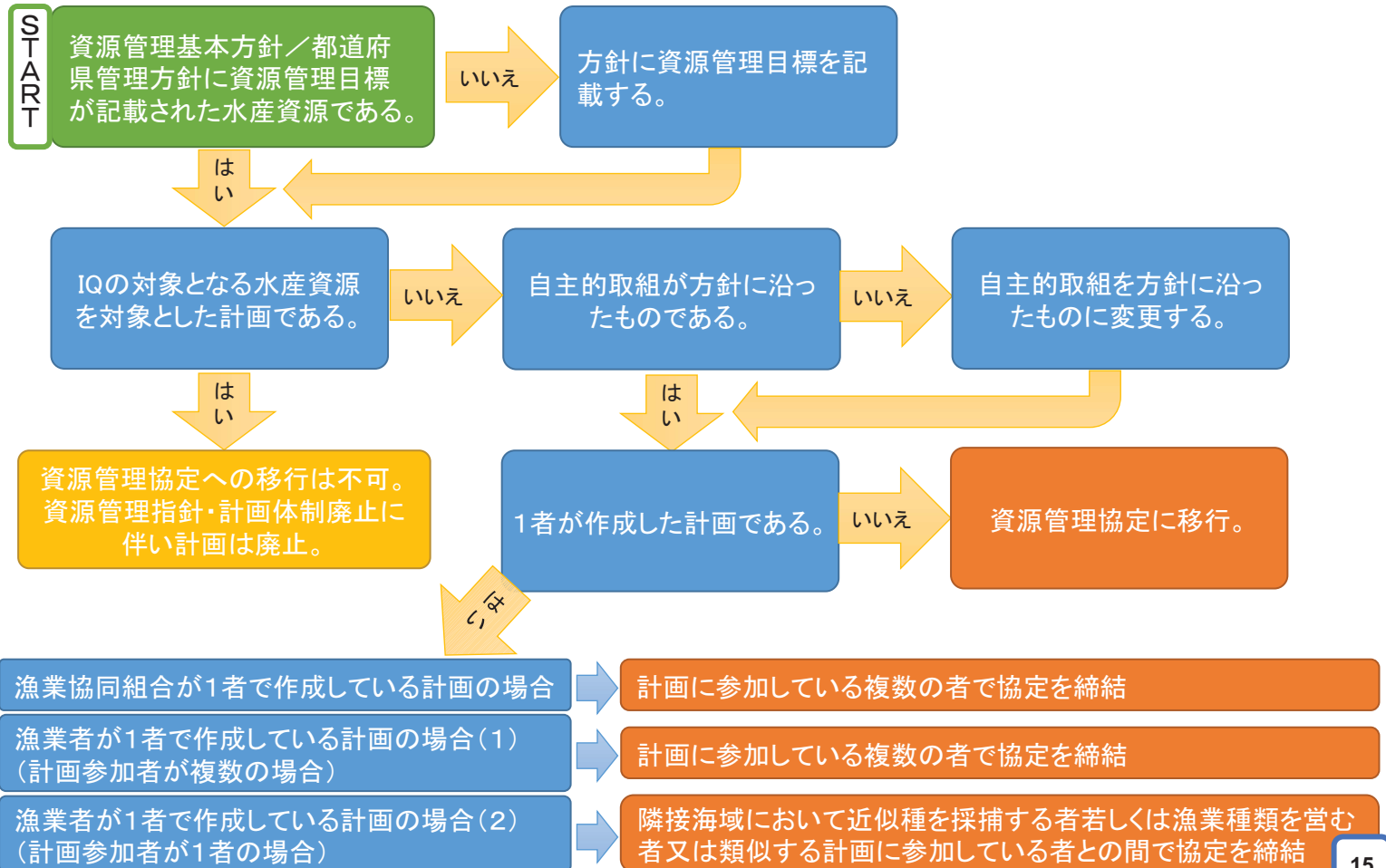
- 協定に以下のいずれかを記載。
 - (ア) **漁獲量の積み上がりを抑制するもの**（公的規制よりも早い段階で発動する抑制是正措置など）
 - (イ) **数量管理に直接的に効果的なもの**（数量のグループ管理、「IQ的な数量管理の取組」など）
 - (ウ) **間接的に漁獲量の超過抑制が見込まれるもの**（実質的に漁獲量の削減が見込まれる休漁など）

※ 履行確認時に、これらの取組の結果、漁獲量の管理が行われていることを確認することとし、仮に設定された漁獲上限を超過している、あるいは超過する危険性の高いことが判明した場合には、取組内容を見直し。

○特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定の場合は、公的管理以外に対象資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。（認定基準(3)②）

- 協定に資源管理方針に定める**資源管理目標の達成を促進し、実質的に漁獲量又は漁獲努力量の削減に資するもの**、若しくは**資源回復に寄与するもの**を記載。

まとめ：資源管理協定への移行フローチャート



履行（取組状況）確認

- 以下の2点をもって、資源管理協定を履行していることを確認する。
 - ① 協定に記載された取組を履行しているか（確認手段は現行の継続が基本）
 - ② 漁獲量や漁獲努力量等の漁業関係情報の報告を行っているか（報告内容は今後検討）
- 少なくとも年1回、定期的に資源管理協議会において確認を行う。協議会の構成は現行の継続を基本とする。

《現行の履行確認手段》

資源管理措置	履行確認手段(例)
休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
係船休漁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停泊時写真
漁獲量規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業日誌 ・ 市場荷受伝票 ・ 漁協仕切伝票
区域、期間別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁協作成各漁業者別の漁獲量
操業時間制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各漁協記録の日別、操業時間簿(出漁時刻、港時刻)
漁具規制 (光力、網目、漁具数)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具、操業設備の写真
操業区域規制	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPS、VMSなどの記録
漁獲物規制 (体長制限、産卵親魚採捕制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場や漁協の再放流データ ・ 操業日誌 ・ 市場水揚伝票
種苗放流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗放流に要した経費を負担した証拠書類 ・ 種苗放流に参加した証拠書類
藻場干潟整備など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟造成等に参加した証拠書類

16

資源管理協定の評価・検証

- 資源管理状況の評価・検証は、資源管理協定においても定期的に実施し、必要に応じ取組内容の見直しを行う。
評価・検証の場は引き続き資源管理協議会を想定。
- 時期については、資源評価結果やCPUE等の科学的指標に基づき、協定の有効期間の半ばと終了時(例：5年間の協定の場合は3年目と5年目)に評価・検証を行う。
- 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、水産庁または各都道府県の水産関係課のホームページにおいて公表する(公表内容・形式は今後検討)。

	現 状	今 後
場所	資源管理協議会	資源管理協議会(現状と同じ)
時期	計画策定後5年を経過しない時期	協定の有効期限の半ばと終了時
公表	一覧表形式で水産庁HPIに掲載	取組内容や評価・検証結果は原則すべて公表。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が認定したもの：水産庁HPIに掲載 ・ 都道府県が認定したもの：各都道府県の水産関係課HPIに掲載＋水産庁HPIにリンク付け

17

資源管理協議会の今後

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理協定へ移行完了後、廃止するが、**資源管理協議会の枠組みを利用しつつ、業務内容や構成員に修正**を加える。
 - ① 業務内容は、「指針・計画に関すること」を「**方針・協定に関すること**」に修正。
 - ② 構成員として、従来より水産試験場等の研究機関が含まれているが、今後は、**資源評価に関する専門的知見を有する研究者等の参加を推奨**する。
 - ③ また評価・検証には、従来に引き続き、②に加え、**外部有識者(漁業や資源管理について専門的知識を有する者など)の参加を必須**とする。(例：地元大学の研究者など)

《現 状》

業 務

- 1 指針の策定に際しての関係者間の協議
- 2 計画の作成指導
- 3 計画に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量)に対する履行確認
- 4 指針の策定、見直し及び計画の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 指針の見直し並びに計画の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の本事業の実施に当たり必要となる業務

構 成 員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

《今 後》

業 務

- 1 **方針**の策定に際しての関係者間の協議
- 2 **協定**の作成指導
- 3 **協定**に基づく取組(及び漁場改善計画において定める適正養殖可能数量に対する)履行確認
- 4 **方針**の策定、見直し及び**協定**の評価・検証、改善等に必要となる科学的データの収集等
- 5 **方針**の見直し並びに**協定**の評価・検証及び改善に際しての関係者間の協議等
- 6 その他の**資源管理方針・協定体制**の実施に当たり必要となる業務

構 成 員

- 1 都道府県
- 2 都道府県水産関係試験研究機関(**資源評価の専門家が望ましい**)
- 3 都道府県漁業協同組合連合会
(ない場合は〇〇県漁業協同組合)
- 4 都道府県漁業共済組合
(又は全国合同漁業共済組合都道府県事務所)
- 5 都道府県漁業者団体(業種別組合等)
- 6 その他当該都道府県の漁業又は資源管理に識見を有する者

18

まとめ

- 資源管理指針・計画体制は、資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づく資源管理協定へと、**令和5年度末まで**に移行し、移行完了後、従来の体制は廃止する。
- 資源管理計画から資源管理協定に移行した場合の変更点は、以下の通り。
 - ① 資源管理指針に基づくものから、**資源管理基本方針／都道府県資源管理方針に基づくものへ移行**。
 - ② 資源管理協定の対象となる水産資源の漁獲量及び漁獲努力量等の**漁業関係情報を履行確認時に報告**。
 - ③ **資源評価結果の公表ごとに資源管理の状況の評価・検証**を行い、必要に応じ、取組内容を見直し。
(資源評価が未実施の水産資源を対象とする協定については、協定の有効期間の半ばと終了時に実施。)
 - ④ 実施された評価・検証の結果は、資源管理協定の内容とともに、ホームページで**公表**。

19

(参考資料)

資源管理協定に関する改正漁業法の条文①

(協定の締結)

第二百二十四条 漁業者は、**漁獲割当管理区分以外の管理区分**(第七条第二項に規定する管理区分をいう。)における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、**農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。**

2 前項の協定(以下この章において単に「協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 **協定の有効期間**
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(協定の認定等)

第二百二十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 **資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること。**
 - 二 不当に差別的でないこと。
 - 三 この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。
 - 四 **特定水産資源を対象とする協定にあつては、当該特定水産資源に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うために効果的なものであると認められるものであること。**
 - 五 **特定水産資源以外の水産資源を対象とする協定にあつては、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令により漁業者が遵守しなければならない措置以外に当該水産資源の保存及び管理に効果的と認められる措置が定められていること。**
 - 六 その他農林水産省令で定める基準を満たしていること。
- 2 前項に規定するもののほか、協定の認定(協定の変更の認定を含む。)及びその取消し並びに協定の廃止に関し必要な事項は、政令で定める。

資源管理協定に関する改正漁業法の条文②

(協定への参加のあつせん等)

第二百六条 第二百二十四条第一項の認定を受けた協定(以下この条及び次条において「認定協定」という。)に参加している者は、認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる種類の水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者であつて認定協定に参加していないものに対し認定協定を示して参加を求めた場合においてその参加を承諾しない者があるときは、農林水産省令で定めるところにより、同項の認定をした農林水産大臣又は都道府県知事に対し、その者の承諾を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申請があつた場合において、認定協定に参加していない者の認定協定への参加が前条第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認定協定の内容からみてその者に対し参加を求めることが特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

3 認定協定に参加している者は、その数が認定協定の対象となる水域において認定協定の対象となる水産資源について認定協定の対象となる種類の漁業を営む者の全ての数の三分の二以上であつて農林水産省令で定める割合を超えていることその他の農林水産省令で定める基準に該当するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、認定協定の目的を達成するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申出があつた場合において、資源管理のために必要があると認めるときは、その申出の内容を勘案して、第四十四条第一項若しくは第二項(これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第八十六条第一項若しくは第三項、第九十三条第一項若しくは第四項又は第一百九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

(実施状況の報告)

第二百七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、認定協定に参加している者に対し、**認定協定の実施状況について報告を求めることができる。**

2

(参考) 資源管理指針・計画作成要領～関係部分抜粋①～

平成30年8月31日改正版

第2 資源管理指針の位置づけ及び策定主体、記載事項等

1 資源管理指針の位置づけ及び策定主体

(1) 資源管理指針の位置づけ

資源管理指針(「以下「指針」という。))は、国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源に係る管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策を内容として策定するものであり、今後の資源管理のあり方の基本方針として位置づけられるものである。

(2) 指針の策定主体

指針は、別紙1に定める記載例に基づき、我が国周辺水域における水産資源(国策定の指針については国際資源を含む。)を対象範囲とし、国及び都道府県ごとに1つずつ策定する。この場合において、国策定の指針で記載する魚種について都道府県策定の指針において記載する場合には、国策定の指針との整合性に留意するものとする。

2 指針の記載事項

(1) 国又は各都道府県における水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方

漁業の概観、資源管理の取組状況(実態)、資源管理の方向性と今後の進め方等を記載する。

(2) 水産資源等ごとの動向及び管理の方向

国及び各都道府県における主要資源について、それぞれ資源又は来遊の状況を記載し、これを踏まえた当該資源の管理方針を記載する。資源又は来遊の状況については、科学的知見(資源調査等)に基づくものであることが望ましいが、資源調査未実施の魚種については、単位漁獲努力量当たり漁獲量(CPUE)、漁獲量データに基づく動向を記載する。また、漁獲量が多い主要資源及び広域資源並びに資源状況が悪化している資源で国の指針等により資源管理の方向性が示されている資源については、その状況を踏まえた各都道府県における資源の管理方針を記載する。なお、特定の水産資源を専ら利用することが困難な漁業(定置漁業など)については、漁業種類別に管理を行うこととし、この場合にあっては、水産資源ごとの動向に代えて、対象漁業における総漁獲量の推移、CPUE等の漁獲状況を記載するとともに、魚種別管理が不適当である理由について記載する。

(3) 実施すべき自主的資源管理措置

(2)に記載する資源を主に利用している漁業種類ごと(魚種別管理が困難な場合を含む)に、実施すべき自主的資源管理措置を記載する。

なお、自主的資源管理措置については、漁業実態や資源管理の取組実態、客観的な履行確認が適切に行われるか否か等を十分に勘案する必要がある点に留意する。具体的には、漁業調整規則、漁業権行使規則、許可の制限又は条件等の公的管理措置を遵守することを記載するほか、その他実施すべき自主的資源管理措置として、例えば休漁、漁獲物規制(体長制限)、種苗放流などの措置項目を列記する。ただし、水産基本計画に基づく取組が開始された平成14年度以降に、資源管理を目的とした自主的管理措置が公的管理措置に移行したのものについては、本指針においては、自主的資源管理措置とみなして取り扱うこととし、これを列記する場合にあっては、日付及び文書番号名等を特定できるよう、個別に明記することとする(例:平成14年10月1日〇〇海区漁業調整委員会指示第〇号等)。

自主的資源管理措置の項目数は、別紙2に定める資源管理措置(例)の類別のうちA類の措置を実施する場合にあってはA類の措置を1つ以上、A類の措置を実施しない場合にあってはB類又はC類の措置のうちB類を含む2つ以上を必須とする。現在、実施中の資源回復計画についてはその内容を指針に記載することとし、過去の予算事業等により作成した資源管理計画等、その他の資源管理措置についても、資源管理が後退することのないよう、可能な限り、その内容を資源管理指針に記載する。

3

(4) 強度資源管理タイプ

別紙3の1.及び2.に掲げる基準に該当し、かつ、同3.に掲げる管理措置を行おうとする資源については、通常の資源管理と比較してより強度の資源管理措置(強度資源管理タイプ)として、その旨を指針に記載することとする。ただし、同タイプによる資源管理を指針に記載しようとする場合には、事前に、その必要性、具体的措置等について水産庁と協議することとする。

(5) 資源管理計画の評価・検証及び高度化

都道府県が作成した指針に従い作成された資源管理計画に基づき計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Act)のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業者や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図るための手順及び方法を以下のとおり記載する。

- ① 各資源管理計画において、策定後4年を経過した次の年度に、計画の内容が適切かどうか等について、評価・検証する。
- ② ①の評価・検証については、外部有識者(漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など)が参加する資源管理協議会が実施する。
- ③ 評価に用いる指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な変化を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備をものとする。
- ④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理を実施する漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

(6) 履行確認措置

指針に記載する各資源管理措置は、これが確実に履行されることが必要であり、また、透明性の観点から、履行確認手段を予め漁業者に提示しておくことが必要となる。このため、指針において、履行確認に関する記載を設けるとともに、別紙4の履行確認手段例に基づき、資源管理措置ごとに、対応する履行確認手段について一覧性を付与した表を添付する。

なお、添付される一覧表に記載された資源管理措置ごとの履行確認手段については、地域によって活用の可否が異なること、より現実的な確認手段があり得ることから、記載する手段については、漁業実態、資源管理の取組実態を十分に踏まえて記載するとともに、資源管理計画参加者以外の第三者による確認や、事後的な確認が可能となるものとする必要がある点に留意する。

(7) その他

資源管理を今後進展させていくためには、国又は各都道府県下における正確な漁獲量データの把握が重要であり、かつ、当該データは履行確認においても有用であることから、漁獲量把握システム(漁獲量トレースシステム)の活用についても記載することとし、併せて、関係漁業者の履行確認への積極的協力の義務を記載する。

また、都道府県等が行う種苗放流や藻場、干潟の造成、魚礁整備など資源の積極的増大策の推進や経営改善の取組などについて記載するとともに、指針には履行確認の必要な措置としては記載しないものの、その他自主的に行っている資源管理措置等については引き続き実施する旨記載する。

さらに、休漁等、操業を行っていない期間にあっては、種苗放流や漁場環境整備など、資源の維持・増大のための取組みに積極的に参加すべきことを記載する。

このほか、策定した指針については、第3の1に基づき作成される資源管理計画の評価・検証の結果を踏まえて、当該指針を検証し、検討を加えるものとする。

第3 資源管理計画の位置づけ及び記載事項等

1 資源管理計画の位置づけ及び作成主体

資源管理計画(以下「計画」という。)は、指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、各々の自主的な取組を基本として作成することとし、指針に記載された資源管理方針及び資源管理措置が遺憾なく実現されるよう、国及び都道府県は関係漁業者に対し、別紙5の記載例に基づき、計画が確実に作成されるよう指導を行うとともに、作成された計画が指針に即したものであるかについて、確認を行うこととする。

2 計画の記載事項

(1) 計画の目的

計画の作成対象となる漁業の現状、利用する魚種等を記載し、公的管理措置の遵守を徹底すること及び当該計画に記載する自主的資源管理措置の実行により適切な資源管理を進めること等を記載する。

(2) 対象海域及び対象資源

当該計画の対象海域及び対象資源又は対象漁業の利用する主要な魚種を記載する。

(3) 資源管理目標及びそれを達成するための措置

対象海域における対象資源の資源状況又は漁獲状況を記載し、今後の管理目標を記載する。当該目標を達成するための措置として、公的管理措置の他、自主的に行う資源管理措置を記載する。この際、水産基本計画に基づく取組が開始した平成14年度以降に公的管理措置として位置づけられたものであって、国又は都道府県指針上、自主的措置としてみなされている措置を記載する場合には、文書番号を明記の上、その旨を記載する。また、履行確認を行うために必要な提出資料を第2の2の(5)に即して記載する。

(4) 取組期間

本計画の取組期間を記載するが、概ね5年程度とし、必要に応じ随時見直す旨を記載する。

(5) 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等

計画の適切な履行を推進し、計画内容の遵守を徹底するための管理体制、管理の内容、国又は都道府県への結果報告及び違反した場合の措置等を必要に応じ記載する。

(6) 計画の参加、脱退

計画の参加、脱退の規定を定め、計画参加者に異同のあった場合には、国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(7) 計画の変更及び廃止

計画を変更した場合には、速やかに当該計画を所管する国又は都道府県の確認を求める旨及び廃止した場合には、速やかに国又は都道府県に報告する旨を記載する。

(8) 参加者名簿

計画参加者については、漁業収入安定対策に基づく支援対象となり、また、記載された措置の履行確認を行う必要があることから、氏名、使用漁船名、漁船登録番号、漁業許可番号(許可を受けている者)等を明記した参加者名簿を添付する。

(9) その他

上記の事項の他、計画参加者が取り組むべき事項等を記載する。

(参考) 指針・計画と基本方針等に基づく協定との比較

資源管理指針

- 水産資源の保存及び管理に関する基本的考え方
- 水産資源等ごとの動向及び管理の方向
 - ・ 資源又は来遊の状況
 - 資源調査実施魚種: 資源量 未実施魚種: CPUE/漁獲量
 - ・ 管理の方向性
- 実施すべき自主的資源管理措置
漁業種類ごとに実施すべき内容(公的管理措置/その他自主的管理措置)
- 評価・検証及び高度化の手法
- 履行確認措置
- その他

資源管理計画

- ① 作成主体: 関係漁業者(1人でも可)
- ② 取組期間: 概ね5年程度、必要に応じ随時見直し(計画に記載)
- ③ 認定主体: 国又は都道府県
- ④ 対象魚種: 全て
- ⑤ 取組内容の記載事項
 - 対象海域、対象資源
 - 資源管理目標及びそれを達成するための措置
 - 資源状況又は漁獲状況及び管理目標
 - 公的管理措置…漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
 - 自主管理措置
 - <認定要件>
 - ・ 国・県の資源管理指針と適合
 - ・ 不当に差別的でないこと
 - ・ 法令に違反しないこと
 - ・ 以下のいずれかの取組を含んでいること
 - A群1つ以上(操業日数、漁業者毎の漁獲量上限等)
 - B群1つ以上+B or C群1つ以上
(B群: 総漁獲量の上限、漁具・区域制限等、C群: 種苗法流、漁場整備)
 - 管理体制、管理内容及び違反の場合の措置等(必要に応じ計画に記載)
 - 計画の参加、脱退、計画の変更及び廃止、参加者名簿、その他

資源管理基本方針/都道府県管理方針

- 資源管理に関する基本的な事項
- 資源管理の目標
- 特定水産資源・管理年度
- 特定水産資源の大臣・知事管理区分
- 大臣・知事管理区分への漁獲可能量の配分の基準
- 大臣・知事管理区分の漁獲量の管理の手法
- 漁獲可能量以外の管理の手法
- その他資源管理に関する重要事項

資源管理協定

- ① 作成主体: 漁業者(複数人のみ)
- ② 有効期間: 規定なし(協定に記載)
- ③ 認定主体: 国又は都道府県
- ④ 対象水産資源: 公的IQ管理下の水産資源以外の水産資源
- ⑤ 取組内容の記載事項
 - 対象水域、水産資源の種類、漁業種類
 - 水産資源の保存及び管理の方法
 - 公的管理措置…漁業調整規則、漁業権行使規則、許可等
 - 自主管理措置
 - <認定要件>
 - ・ 資源管理基本方針/都道府県管理方針に照らして適当なもの
 - ・ 不当に差別的でないこと
 - ・ 法令に違反しないこと
 - ・ 以下の内容と認められるもの
 - 特定水産資源: 漁獲量の管理を行うために効果的なものであること
 - 非特定水産資源: 公的管理以外に水産資源の保存及び管理に効果的と見止まれる措置が定められていること
 - ・ その他農林水産省令で定める要件
 - 協定に違反した場合の措置

資料3-2-2

沿岸漁業者の皆様へ

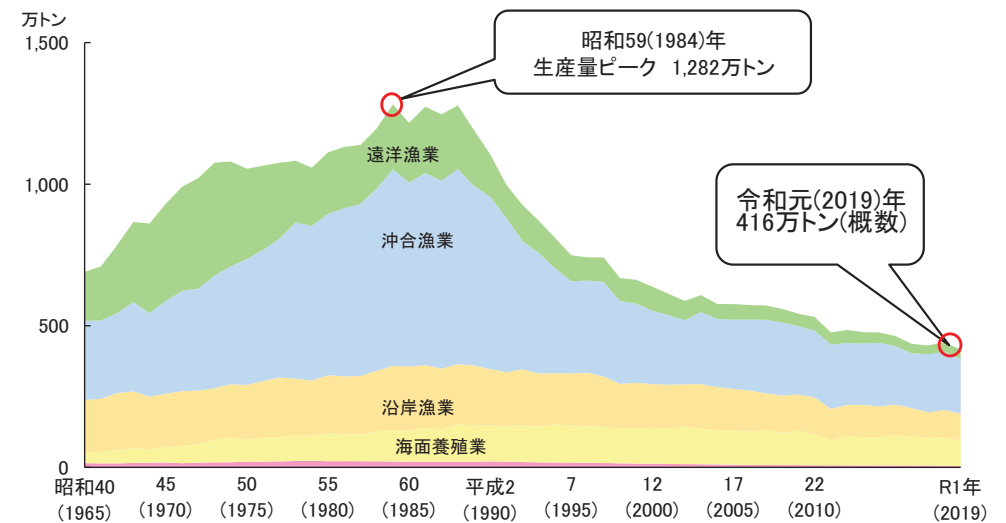
～新しい資源管理の話～

水産庁

新たな資源管理の必要性

- ✓ 我が国の漁業生産量は、様々な要因が考えられますが、**長期的な減少傾向**にあります。
- ✓ この状況の中、**適切な資源管理**を行い、**資源水準を維持・回復**させていくことが重要です。
- ✓ 資源管理は、中長期的に**漁獲できる量を増やし**、**漁業者の所得を向上**させるために実施するものです。
- ✓ 漁獲できる量が増大すれば、生鮮・加工など需要に応じた生産を行うことが可能となり、その結果、**長期的に見た価格の安定**につながり**水産業の成長化**に寄与します。

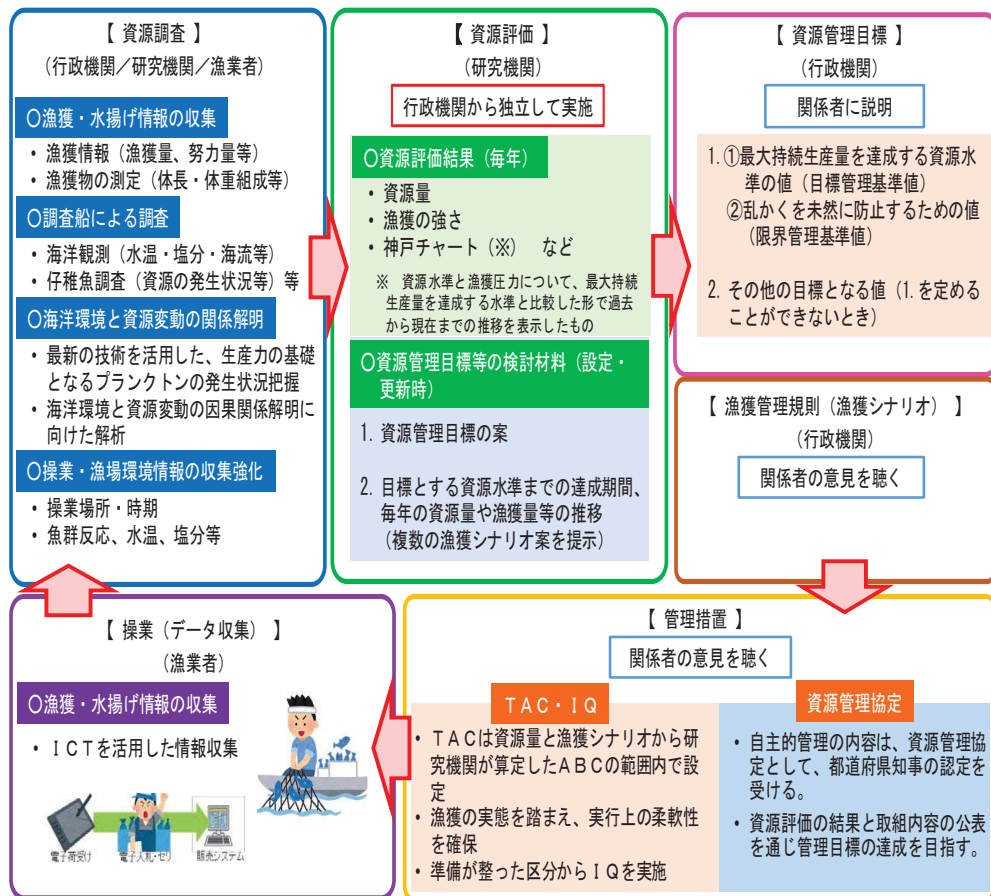
【漁業・養殖業の生産量の推移】



新たな資源管理の流れ

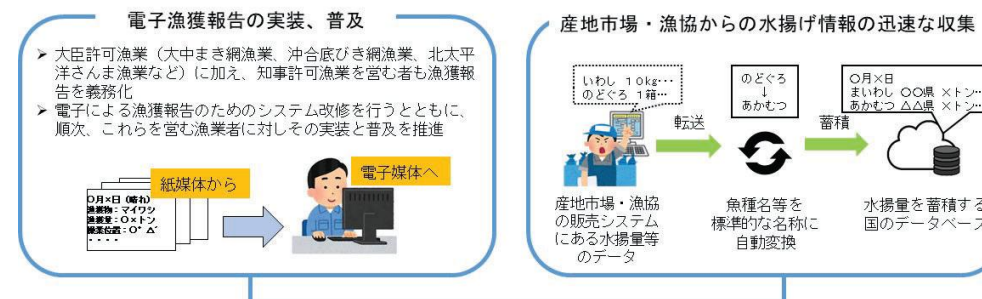
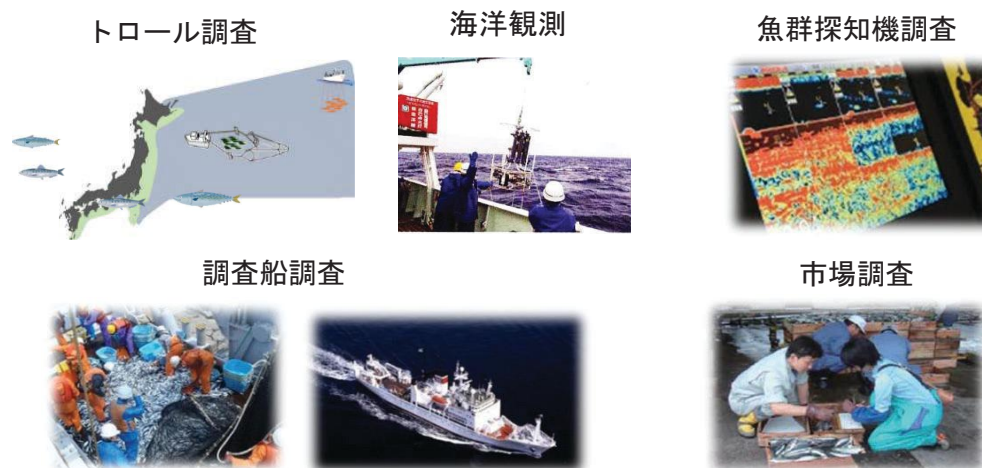
- ✓ 改正漁業法の施行により、資源管理の体制が新しくなります。
- ✓ **新しい資源管理は**、漁業者の皆様から提供いただく漁獲・水揚げ情報などを基に科学的な調査や評価を行い、その結果を踏まえ、**資源管理の目標を定め**、この目標の達成のために**効果的な資源管理措置を実施**いただくことで、資源の維持・増大による**安定した漁業の実現を目指す**ためのものです。
- ✓ 新たな資源管理の推進にあたっては、関係する**漁業者の理解と協力を得た上で進める**こととしています。

【新しい資源管理の流れ】



資源調査

- ✓ 適切な資源管理を行うためには、現在の水産資源や海洋の状況を調査する必要があります。
- ✓ 資源の状況や環境の影響を把握するために、調査船や衛星による調査、市場での体長測定などいろいろな形で資源調査を行っています。
- ✓ 改正漁業法では、漁業者の皆様から**漁獲報告**を行っていただきますが、その漁獲情報や産地市場・漁協からの水揚げ情報を利用していくこととします。
- ✓ 今後は、漁業者の皆様と意見を交換しながら、**報告に要する負担を減らすため、報告の電子化**などの仕組みを検討していきます。

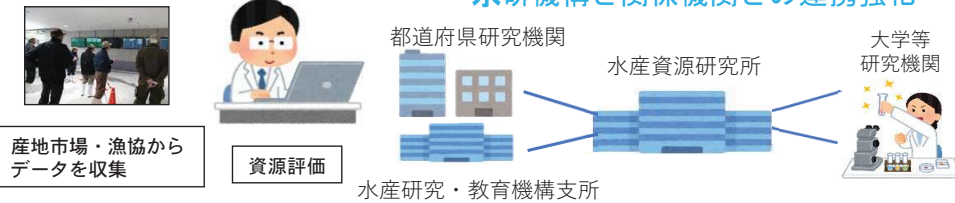


資源評価の充実

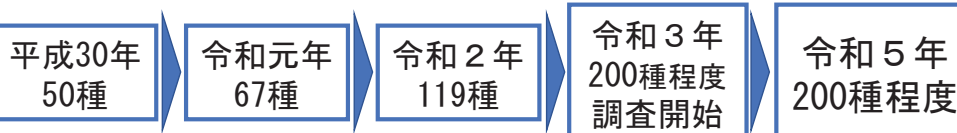
- ✓ 水産資源の水準が維持・回復されるよう、適切な資源管理の目標を設定するためには、資源調査により収集された情報を用いて、**精度の高い資源評価**を行っていく必要があります。
- ✓ 資源評価については、**環境変動や漁獲量の変化等も考慮**し、コンピューター等の**最新技術を活用していくつものシミュレーション**を行っていきます。
- ✓ 国の水産研究・教育機構が、関係する都道府県の水産試験場や大学などと協力・連携し、資源評価の充実に努めます。
- ✓ これまで50種だった、**資源評価対象魚種**を令和5年度までに**200種程度まで拡大**していきます。

【資源評価の精度の向上】

水研機構と関係機関との連携強化

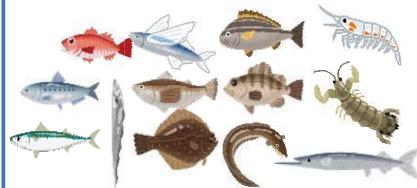


【資源評価対象魚種の拡大】



<資源評価を行う水産資源の条件>

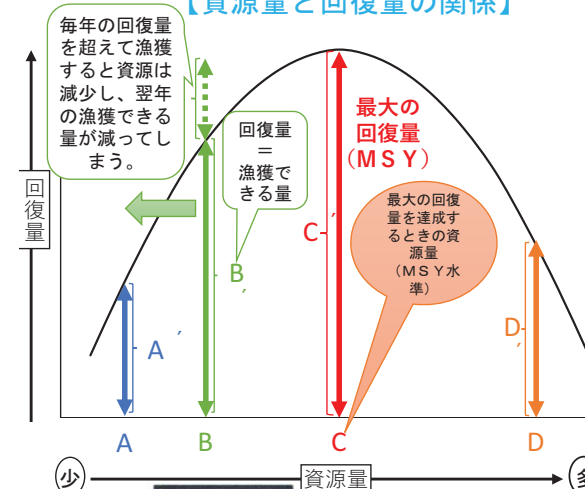
- ① 都道府県から要望を受けた水産資源
- ② 大臣許可漁業の対象水産資源
- ③ 広域で漁獲されている水産資源
- ④ 広域で種苗放流されている水産資源
- ⑤ 一般に流通している水産資源
- ⑥ 資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる水産資源



MSY（最大持続生産量）とは

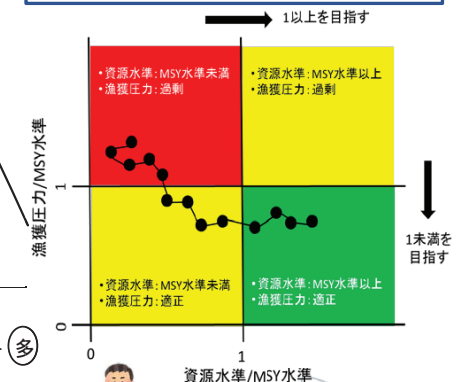
- ✓ 水産資源は、漁獲により資源が減少しても、自然の回復力が働いて増加します。その増加量（回復量）と同じ量だけ漁獲すれば、資源は増えも減りもせず、その水準で維持されることとなります。
- ✓ 回復量は、資源が多くなると増えていきますが、成長を支える環境に限りがあるため、資源が多くなりすぎると、逆に減ることとなります。
- ✓ **回復量が最大になる資源量で、その回復量分を利用すれば、「最大の漁獲」が続けられます。これがMSY（最大持続生産量）です。**
- ✓ MSYは、資源調査によるデータ等を利用して実施される資源評価によって算定されます。
- ✓ そして魚種毎に、このMSYを達成する**目標をどのようにして達成していくか（漁獲シナリオ）**などについて、実践者となる漁業者の皆様と十分な話し合いを行うとともに、**ステークホルダー会合の場等で漁業者をはじめとした関係者の皆様の意見を踏まえつつ、検討**していきます。

【資源量と回復量の関係】



【神戸チャート】

我が国の資源評価は、従来は資源量だけだったが、漁獲の強さに加え、最大持続生産量を達成する水準との関係を図示したもの



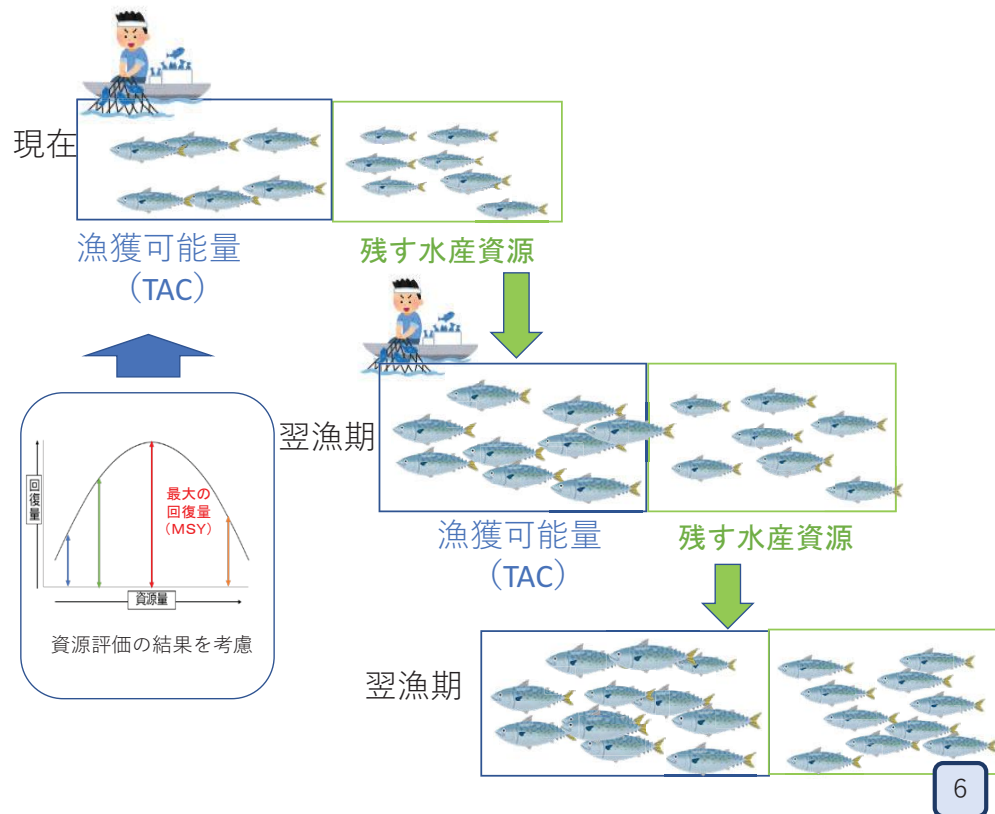
○漁業者の皆様等へ評価結果等を分かりやすい形で説明

○関係会議等における議事録を公表

TACによる管理

- ✓ 近年の技術革新によって漁船の漁獲能力が上昇しており、従来の漁船の総トン数や隻数の制限だけで資源管理を行うという手法が限界を迎えています。
- ✓ これまでの資源管理の取組では、休漁日を設けるケースが多く見られますが、これだけでは漁獲の強さを抑える効果が弱くなってしまふ恐れがあります。
- ✓ このため資源評価が行われた魚種については、**休漁日等の取組**と漁獲量自体を定める管理方法である**TAC（漁獲可能量）**という獲ってもよい量の上限を定めて、**翌漁期に残す資源量を確保する方法を組み合わせる**ことにより、持続可能な漁業の確立を目指します。
- ✓ **TACの設定に当たっては、多種多様な魚種が獲られている沿岸漁業の実態も踏まえ、漁業者の皆様と話し合い、理解と協力を得た上で検討**していきます。

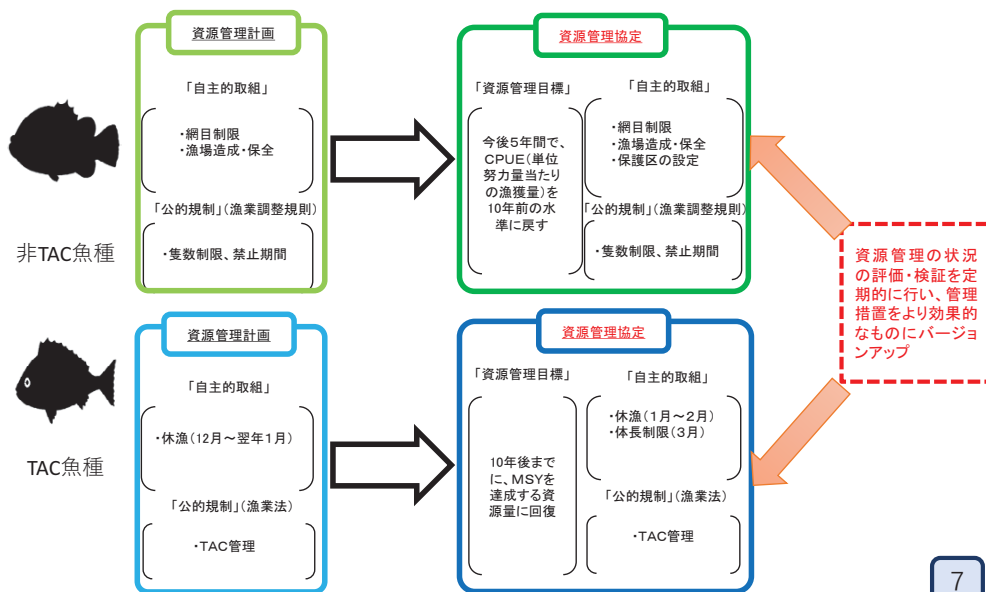
【持続可能かつ資源量を徐々に回復させる漁業形態へ】



自主的な資源管理

- ✓ 沿岸漁業者の皆様による自主的な資源管理の取組は、現場の漁業や資源の実態に即して資源管理が行うことができることから有効な取組です。
- ✓ 改正漁業法では、自主的に行う資源管理に効果的な取組を定める「**資源管理協定**」を締結して、農林水産大臣又は都道府県知事が認定する制度を設けており、**令和5年度までに、現行の資源管理計画から移行を完了**していただく予定です。
- ✓ **資源管理協定では、資源評価の結果や報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な科学情報を用い、資源管理目標を設定**することになります。
- ✓ この目標に向かって、資源管理に効果的な取組を実践していただくことにより、前浜で利用されている水産資源の維持・回復を図り、漁業者の皆様への所得の向上や経営の安定につなげていくものです。
- ✓ また漁業者の皆様への資源管理への御尽力を一般消費者の方々に知っていただくため、その内容を公表するとともに、**定期的に、協定の実践による資源管理の効果の検証**を行い、必要な場合、**より効果的なものに改良**していきます。

【資源管理計画から資源管理協定への移行のイメージ】



知事許可制度の見直し

✓ **知事許可漁業**について制度が見直されます。

✓ 具体的には、全ての知事許可漁業について、

① 知事は許可に当たり、**許可すべき隻数等を公示して申請を受け付け**、申請の数が公示した隻数等を超えた場合は、海区漁業調整委員会の意見を聴いて知事が定めた基準に基づいて許可する者を判断します。

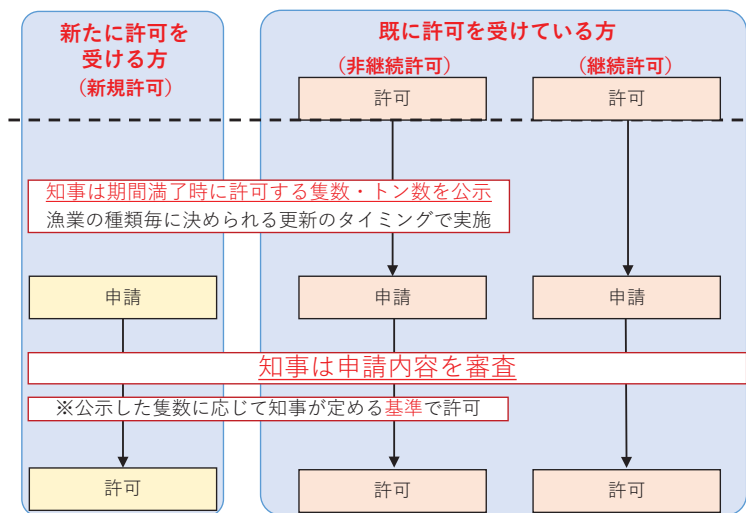
② 適切な資源管理と許可漁業者の健全な経営を確保するため、許可を受けた漁業者には、定期的に資源管理の状況等の報告（※）を行っていただくことになります。

（※）資源管理の状況等の報告の概要

- ① 許可を受けた者の氏名及び許可番号
- ② 漁獲量のその他の漁業生産の実績
- ③ 漁業の方法、操業日数、操業区域
- ④ 資源管理に関する取組の実施状況 等

✓ このほかにも、許可を受けた漁業者に対するルールについては、各都道府県の漁業調整規則等において定められています。御確認と御協力をよろしくお願いします。

【知事許可漁業の継続・新規許可のプロセス】



海面利用制度の見直し

✓ **海面利用制度**についても見直されます。

✓ 具体的には、

① **漁場を適切かつ有効に活用し、将来にわたり漁業生産力を持続的に高めるよう努めている漁業者の皆様**の漁場の利用を確保していきます。

② 適切な資源管理と漁場利用の確保のため、漁業権の免許を受けた皆様には、**年に一回以上、資源管理や漁場の利用状況について報告**していただくことになります。

✓ そのほか、海面利用制度の具体的な運用については「海面利用制度等に関するガイドライン」に記載しています。御確認と御協力をよろしくお願いします。

【海面利用制度の見直し（免許の優先順位の変更）】

	改正後	【参考】改正前
共同漁業権	団体漁業権：漁協（管理）	漁協（管理）
定置漁業権	個別漁業権：漁業者（漁協自営を含む） 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許（上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許）	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定
区画漁業権	団体漁業権：漁協（管理） 個別漁業者：漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許（上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許） ※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。	（区画） （真珠養殖業） ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 （真珠養殖業以外） ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定 （特定区画） ①地元漁協（自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。） ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定

詳しくは

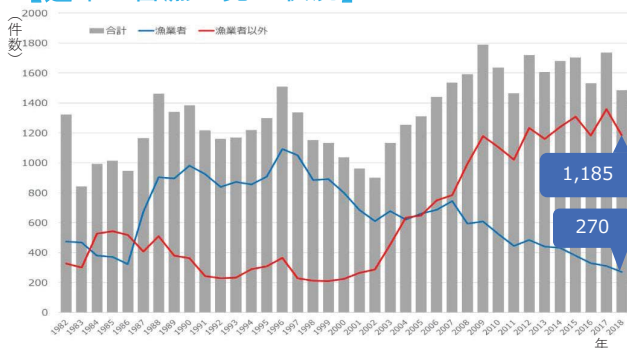
🔍 海面利用制度等に関するガイドライン



密漁対策の強化

- ✓ 近年、漁業者以外による悪質な密漁が増加している状況を踏まえ、**改正漁業法において密漁対策を強化**しました。
- ✓ 特に問題となっている**アワビ、ナマコ、シラスウナギ**といった**水産動植物を無許可で採捕した者**に対しては、**最高3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金**をするなど、罰則を強化しました。（シラスウナギについては、令和5年12月から罰則が適用されます。）
- ✓ **許可や漁業権に基づいて採捕している漁業者の皆様は、これまでどおりの採捕が可能です。**
- ✓ **違法に採捕された水産物の流通防止**を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（**水産流通適正化法**）※が**令和2年12月に成立・公布**されました。

【近年の密漁の発生状況】



※水産流通適正化法の 主な内容

- ① 特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出
- ② 情報の伝達
- ③ 取引記録の作成・保存
- ④ 輸出の規制
- ⑤ 輸入の規制

法律の概要
はコチラ



【罰則の強化】

	採捕禁止違反の罪 密漁品流通の罪	無許可操業等の罪	漁業権侵害の罪
改正前		3年/200万円	20万円
改正後	3年/ 3,000万円	3年/ 300万円	100万円

新設 (罰金 1.5倍) (罰金 5倍)

個人に対する罰金の最高額

特定水産動植物



アワビ



ナマコ



シラスウナギ

許可や漁業権に基づかない採捕が
禁止されます。



詳しくは

お問い合わせ先一覧

【パンフレット全体について】	
水産庁漁政部企画課	03-6744-2343
【新たな資源管理の必要性・流れ】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-6744-2393
【資源調査】	
水産庁増殖推進部漁場資源課	03-3501-5098
【資源評価の充実】	
水産庁増殖推進部漁場資源課	03-3501-5098
【MSYとは】	
水産庁増殖推進部漁場資源課	03-3501-5098
【TACによる管理】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-6744-2393
【自主的な資源管理】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-6744-2393
【知事許可制度の見直し】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-3502-8476
【海面利用制度の見直し】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-3502-8476
【密漁対策の強化】	
水産庁資源管理部管理調整課	03-3502-8476
【密漁対策の強化】のうち水産流通適正化法について	
水産庁漁政部加工流通課	03-6744-0581

水産政策の改革の詳細についてはホームページも御参照下さい。

<水産庁HP>

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

令和3年度水産関係予算の主要事項

—コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築—

令和2年12月
水産庁

(※) 各項目の下端()内は、令和2年度当初予算額(「臨時・特別の措置」を除いた額)

1 新たな資源管理システムの着実な実施

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 資源調査・評価の充実と新たな数量管理の導入等の推進

ア 資源調査・評価の拡充

85億円

2億円

- 資源評価の対象魚種を令和5年度までに200種程度まで拡大するとともに、資源評価の精度向上を推進するため、漁業者の協力を得ながら行う調査船調査、市場調査、海洋観測等を拡充して実施し、水産資源研究センターと都道府県水産研究機関の連携による評価体制を確立

(57億円)

- 水産庁漁業調査船「開洋丸」について、最新の調査機器等を導入した代船を建造

- ・ 近年のスルメイカ・サンマ・サケ等の記録的な不漁の要因の解明に必要な追加的調査を緊急に実施

イ スマート水産業による漁獲情報の収集強化

6億円

20億円

- 産地市場・漁協から水揚げデータを効率的に収集し、適切な資源評価・管理を促進する体制等を構築(令和3年度に200市場を目途に体制を整備)

(7億円)

- ・ 資源評価・管理の前提となる漁獲情報の電子的な収集体制を強化するとともに、水産流通適正化制度の円滑な実施に向けた必要な電子システムの開発等を支援

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
ウ TAC・IQ等の数量管理の導入と漁業者の自主的管理の推進	8億円	
	(8億円)	
○ TAC・IQの導入に向けて、TAC管理の前提となる混獲回避等に係る技術開発や数量管理に向けた漁業者の取組を支援するとともに、資源管理計画から資源管理協定への計画的移行を推進		
② 漁業経営安定対策の強化	320億円	
	(254億円)	
○ 記録的な不漁や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う水産物の需要減少等に見舞われる中においても、資源管理等を行う漁業者が安心して経営を継続できるよう、漁業収入安定対策（積立ぷらす）に係る基金を積み増す	(うち漁業収入安定対策事業)	(漁業収入安定対策事業)
	200億円	425億円
	(142億円)	
		【令和2年度予備費】
		277億円
○ 経営改善の取組を行う認定漁業者等に対する金融支援及び燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施		

2 コロナ禍や不漁の長期化の中での成長産業化の加速化に向けた重点的な支援

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 漁業・漁村を支える人材の育成・確保	7億円	1億円
	(7億円)	
○ 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、漁業者の経営能力の向上等を支援		
・ 就職氷河期世代が新規就業しやすい環境を整備するため、リカレント教育（学び直し）の受講等を支援		
② 水産業労働力確保緊急支援事業		6億円
・ 新型コロナウイルス感染症の影響による人手不足を解消するため、漁業や水産加工業における代替人材の雇用や遠洋漁船において現在雇用されている外国人船員の継続雇用等を支援		

【3年度当初】 【2年度3次補正】

③ 沿岸漁業の競争力強化

- | | | |
|---|----------------|---|
| ○ 浜の活力再生・成長促進交付金
漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設等の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など浜プランの着実な実施を推進 | 27億円
(20億円) | 45億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち施設整備事業 |
| ○ 漁船等のリース方式による導入支援
浜の構造改革に必要な漁船等のリース方式による導入を支援 | 4億円
(100億円) | 95億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁船導入緊急支援事業 |
| ・ 水産業競争力強化のための機器等導入支援
広域浜プランに基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援 | | 40億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち機器等導入緊急対策事業 |

④ 沖合・遠洋漁業の競争力強化

- | | | |
|--|----------------|--|
| ○ 漁業構造改革総合対策事業（もうかる漁業）
高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効果的な導入手法等の実証の取組を推進 | 19億円
(30億円) | 63億円
(水産業競争力強化緊急事業)
うち漁業構造改革総合対策事業 |
|--|----------------|--|

⑤ 養殖業の成長産業化

- | | | |
|--|--|---|
| ○ 養殖業成長産業化総合戦略を踏まえ、養殖生産の3要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を支援 | (養殖業成長産業化推進事業)
3億円
(3億円) | (水産業競争力強化緊急事業) |
| ○ 大規模な沖合養殖システムを活用したマーケットイン型養殖の導入や、新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上の実証等の取組を支援 | (漁業構造改革総合対策事業)
19億円の内数
(30億円の内数) | (水産業競争力強化緊急事業)
うち漁業構造改革総合対策事業
63億円の内数 |
| ・ 資源管理や漁場改善に取り組む漁業者による新たな操業・生産体制への転換を促進するため、大規模沖合養殖の活用等を通じたマーケットイン型養殖の導入等により、収益性向上の実証を支援 | | |
| ・ 養殖業の生産性向上に向け、養殖魚の品質保持・管理技術の開発や、ICT等を活用した給餌管理等の実証を支援 | | |

⑥ 内水面及びさけ・ます等栽培資源総合対策	【3年度当初】 14億円 (13億円)	【2年度3次補正】
○ 内水面漁業の持続的な管理の在り方の検討、ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築等を支援	8億円 (8億円)	
○ サケの回帰率の向上に必要な放流体制への転換、資源造成・回復効果の高い種苗生産・放流等の手法、対象種の重点化等を支援	5億円 (5億円)	
⑦ 漁協の経営・事業改善の取組推進	2億円 (2億円)	(水産業競争力強化緊急事業)
・ 広域浜プランに基づき、収入向上・コスト削減の実証的取組（産地市場の活性化、養殖用生餌の安定供給等）を支援し、浜の活性化を主導すべき漁協の経営・事業改善の取組を促進する		うち広域浜プラン緊急対策事業 11億円
○ 収益力向上や広域合併に取り組む漁協に対してコンサルタント等を派遣し、経営基盤の強化を図るための取組を支援		
⑧ 経営継続補助金		【経営局計上】 571億円の内数
・ 農林漁業者の経営継続を確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策とともに、行う販路回復・開拓や事業継続・転換の取組で既募集に係る分を支援		

3 競争力のある加工・流通構造の確立と水産物の需要喚起

① 水産バリューチェーンの生産性向上	【3年度当初】 6億円 (7億円)	【2年度3次補正】 6億円
○ 輸出拡大も視野に、生産・加工・流通・販売が連携し一体となってマーケットニーズに応えるバリューチェーンを構築するための先端技術の活用等を支援		
○ 水産加工業者等への原材料の安定供給等のための調整保管を支援		
○ 家庭食需要の増大等に対応するためのデリバリーやネット販売を利用した鮮魚店や流通業者等が共同して魚食を提供する仕組み作り等を支援		
・ 水産物の輸出拡大を図るため、生産から販売までの関係者が連携して輸出先国の需要をとらえたモデル的な商流の構築等を支援		

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
② 特定水産物供給平準化事業		5億円
・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う水産物の在庫の滞留を踏まえ、滞留する魚種の保管料、運搬料等を支援		
③ 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業		(大臣官房計上) 250億円の内数
・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要の減少の影響を受けている農林漁業者、加工業者等の販売促進、販路の多様化等の取組を支援		
④ 輸出力の強化		(食料産業局計上) 90億円の内数 (生産局計上) 80億円の内数 (水産業競争力強化緊急事業)
・ 加工食品等の輸出の拡大を図るため、加工施設等の整備目標に即し、食品製造事業者等によるHACCP等に対応した施設改修・機器整備、農畜水産物の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援		うち施設整備事業
・ 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、日本発の水産エコラベルの普及促進等を支援	(浜の活力再生・成長促進交付金) 27億円の内数 (20億円の内数)	45億円の内数

4 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 水産基盤整備事業<公共>	726億円 (711億円)	280億円
○ 産地市場の再編や養殖適地の確保等の水産改革と連動した水産基盤の整備のほか、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波・台風対策、漁港施設の長寿命化等の防災・減災、国土強靱化対策、漁村インフラ整備を推進		
② 漁港の機能増進・漁村の交流促進		(水産業競争力強化緊急事業)
○ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、増養殖施設といった漁港施設の有効活用等に資する施設の整備等を支援するほか、漁村の交流人口の増大を見据えた対策を推進	(漁港機能増進事業) 8億円 (10億円)	うち漁港機能増進事業 10億円
・ 漁港の機能増進を図るため、増養殖のための施設の改良、荷さばき所等への衛生管理設備の導入、安全・省力化のための施設整備等を支援	(浜の活力再生・成長促進交付金) 27億円の内数 (20億円の内数)	

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
③ 農山漁村地域整備交付金<公共>	(農村振興局計上) 807億円の内数	
○ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備(漁村環境整備を含む。)や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付	(943億円の内数)	
④ 海岸堤防等の対策<公共>	24億円 (9億円)	6億円
○ 南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等の国土強靱化対策を支援		
⑤ 漁港関係等災害復旧事業<公共>	11億円 (11億円)	47億円
・ 被災した漁港施設や海岸保全施設等の速やかな復旧等を実施・支援		

5 漁業取締体制の増強、国境監視機能等の多面的機能の発揮、捕鯨対策

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
① 外国漁船対策等	180億円 (180億円)	
○ 我が国周辺水域での水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制を強化		
② 韓国・中国等外国漁船操業対策事業		40億円
・ 韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国水域において、漁業者が行う外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援		
③ 沖縄漁業基金事業		30億円
・ 日台民間漁業取決めの水域等において沖縄の漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援		

- | | |
|---|--|
| <p>④ 水産多面的機能の発揮等</p> <p>○ 漁業者等が行う藻場・干潟の保全や国境監視、災害対応や、離島の漁業者が共同で取り組む漁場の生産力向上のための取組、有害生物・赤潮等による漁業被害防止対策等を支援</p> <p>⑤ 捕鯨対策</p> <p>○ 商業捕鯨の円滑な実施の確保のための実証事業、非致命的科学調査による科学的データの収集、持続的利用を支援する国との連携、非致命的科学調査の結果や鯨食普及に係る情報発信等を支援</p> | <p>【3年度当初】 【2年度3次補正】</p> <p>43億円
(48億円)</p>
<p>(所要額)</p> <p>51億円
(51億円)</p> |
|---|--|

6 東日本大震災からの復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生

- | | |
|--|---|
| <p>① 福島県農林水産業再生総合事業</p> <p>○ 福島県の農林水産業の再生に向けて、GAP認証の取得、海外を含む農林水産物の販路拡大と需要の喚起、高付加価値化によるブランド力の向上など、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援</p> <p>② 復興水産加工業等販路回復促進事業</p> <p>○ 被災地の水産加工業の販路回復に必要な個別指導、セミナー等の開催、被災県産水産加工品の安全性や魅力の発信、販路回復等に必要な加工機器の整備等を支援</p> | <p>【3年度当初】 【2年度3次補正】</p> <p>(復興庁計上)</p> <p>47億円
(47億円)</p>
<p>(復興庁計上)</p> <p>11億円
(12億円)</p> |
|--|---|

＜対策のポイント＞

新たな資源管理システムに対応しつつ、生産現場の事務的な負担軽減にも資する**電子的情報収集体制を構築**します。また、**データのフル活用を可能とする環境整備やICTを活用した漁場の見える化技術の高度化**を図るなど、資源評価・資源管理の高度化と生産基盤の強化を一体的に推進します。

＜事業目標＞

- 主要な漁協・市場からの水揚げ情報を電子的に収集する体制を整備（400市場以上〔令和5年度まで〕）
- 漁獲量ベースで8割をTAC魚種とする〔令和5年度まで〕
- 経験が少ない漁業者でも、資源管理を図りつつ、漁場到達できるシステムを確立し、全国の海域に拡大〔令和5年度まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

改正漁業法に基づく漁獲報告について、生産現場の事務的な負担を軽減しつつ電子的な報告を可能とするとともに、収集・蓄積した漁獲データを資源評価等へも利用できる**電子的情報収集・提供体制の整備に向けたシステムの構築**や、資源評価に必要な各種データを効率的に収集するためのICT機器等を開発・実証します。

2. 数量管理システム強化事業

TAC魚種等の漁獲情報の収集・分析等に対応したシステムの改修、漁獲成績報告の電子化システムの実装等を行います。

3. スマート水産業推進基盤構築事業

データ利活用の**ガイドラインやデータ標準化の充実、資源評価・管理の高度化**と水産業の**生産性の向上**に資するデータ連携の取組を推進します。

4. ICTを利用した漁業技術開発事業

沿岸漁業において、**ICTを利用した7日先までの漁場探索の「見える化」**を推進し、**資源管理**を図りつつ、**沿岸漁業の操業の効率化**等を支援します。

スマート水産業の推進

水産資源の持続的利用
のための取組

＜目的＞ 資源評価・資源管理の高度化

- ・資源評価の精度向上
- ・資源評価対象魚種の拡大
- ・適切な数量管理の実現
- ・資源管理の徹底

1. 漁獲情報デジタル化推進事業

- ・産地市場・漁協からのデータ収集体制整備に向けた国のシステムの構築
- ・資源評価用のデータ収集ツールの開発

2. 数量管理システム強化事業

- ・TAC魚種及び国際資源に係る漁獲情報の収集、情報システムの保守管理・改修等を実施
- ・漁獲成績報告の電子化システムの現場実装

3. スマート水産業推進基盤構築事業

- ・データ利活用の推進に向けたガイドラインの策定やデータの標準化の推進
- ・水産業データ連携基盤を活用した資源評価・管理、漁業・養殖業の生産性向上の取組の推進

水産業の成長産業化
に向けた取組

＜目的＞ 漁業・養殖業の生産性向上

- ・勤と経験に基づく漁業からの脱却
- ・スマート水産技術の生産現場への展開

4. ICTを利用した漁業技術開発事業

- ・ICT技術により7日先までの漁場の「見える化」を図る
- ・資源管理を図りながら漁場予測海域を全国の海域に拡大



＜事業の流れ＞

委託

国



民間団体等

【お問い合わせ先】（1、3の事業）水産庁研究指導課（03-6744-0205）、漁場資源課（03-6744-2377）
 （2の事業）管理調整課（03-5510-3303）、国際課（03-6744-2364）
 （4の事業）研究指導課（03-3591-7410）

<対策のポイント>

改正漁業法の下、新たな資源管理システムへ移行するため、**TAC・IQ導入の推進、自主的な管理の強化**等に必要な資源の**管理体制を構築**します。

<事業目標>

漁獲量ベースで8割をTAC魚種とすること [令和5年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

国内資源の管理体制構築促進

「TAC・IQの導入を推進」

数量管理のための技術の開発

・選択的な漁獲が難しい漁法（定置網等）において数量管理のための技術を開発

IQの取組を支援

・IQの導入に向けた漁業の実態に合わせた管理に必要な調査等の取組を支援

「自主的な管理を強化」

資源管理計画から資源管理協定への移行

・資源管理指針・計画体制の着実な実施に加え、資源管理協定への移行に伴って必要な指導、調査費等を支援

「遊漁実態の把握・指導強化」

・遊漁の実態を把握し、採捕量等を推計する手法を開発、併せて指導員を育成。



国際資源の管理体制構築促進

- ・周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施
- ・科学オブザーバーの配乗・EMの実施
収集データの管理・分析
- ・VMSシステムによる操業管理、違法操業抑止・VMS故障警報装置の整備
- ・漁獲証明制度、外国漁船漁獲物のDNA分析等による漁獲・輸入管理



1.国内資源の管理体制構築促進事業

① 数量管理体制構築推進事業

- ア 定置網漁業等における数量管理のための技術開発を支援します。
- イ IQ導入に向けた取組を支援します。

② 資源管理協定体制構築事業

資源管理計画の履行確認、評価・検証の実施及び資源管理協定への移行に必要な経費等を支援します。

③ 遊漁資源管理システム構築事業

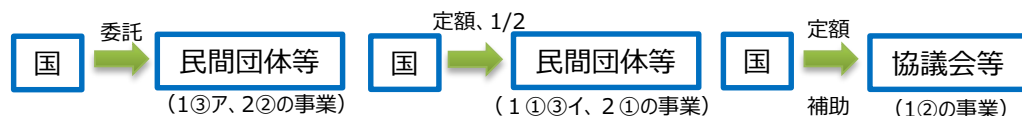
- ア 遊漁の実態調査を行い、採捕量等の推計手法の確立を進めます。
- イ 遊漁者に対する資源管理の指導等に必要な経費を支援します。

2.国際資源の管理体制構築促進事業

① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。

② 地域漁業管理機関（RFMO）によるかつお・まぐろ等の国際管理魚種の資源管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1①イ、②、③の事業) 水産庁管理調整課 (03-3502-8452)
 (1①アの事業) 研究指導課 (03-3591-7410)
 (2の事業) 国際課 (03-3501-3861)

<対策のポイント>

記録的な不漁や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水産物の需要減などに見舞われる中で、**計画的に資源管理等に取り組む漁業者**の経営を支えるため、漁獲変動等による**減収を補填**します。

<事業目標>

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合 (90% [令和4年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

<積立ぶらす>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。(漁業者と国の積立金の負担割合は 1 : 3)

2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

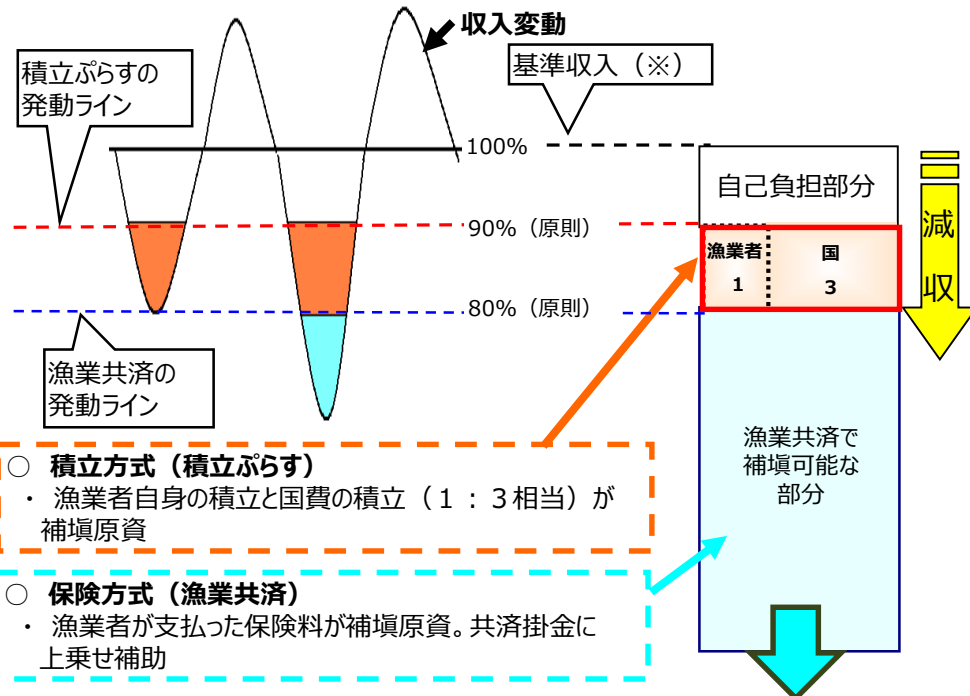
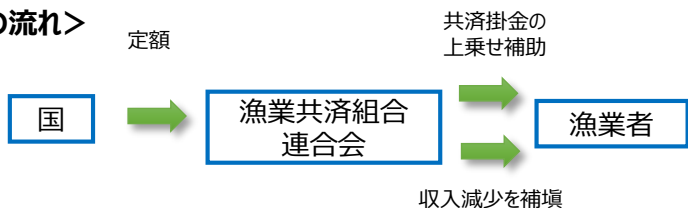
<共済掛金の追加補助>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金の上乗せ補助をします。(国の補助は共済掛金の30% (平均) 程度)

3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

<事業の流れ>



- **積立方式 (積立ぶらす)**
 - ・ 漁業者自身の積立と国費の積立 (1 : 3 相当) が補填原資
- **保険方式 (漁業共済)**
 - ・ 漁業者が支払った保険料が補填原資。共済掛金に上乗せ補助

※基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

掛金の負担割合 (模式図)

法定補助金 (平均40%)	収安補助金 (平均30%)	自己負担
平均70%程度		